

建設業法のポイント

適正な施工体制と元下関係



国土交通省 四国地方整備局
建政部 計画・建設産業課

令和5年7月版

本冊子は、四国地方整備局管内
(徳島県・香川県・愛媛県・高知県)
に主たる営業所を置く国土交通大臣
許可業者向けに作成していますので、
それ以外の場合、法令解釈等のお問
い合わせは各許可行政庁にお願いし
ます。

改訂内容

令和5年7月1日施行の建設業法施行規則の改正内容を反映

- ・技術者要件の緩和
- ・業種別技術職員コード表の改正
- ・帳簿の備え付け方法の緩和
- ・P8下請契約の合計額修正、P46主任技術者要件修正(7月11日実施)

建設業法上の用語について	1
建設業の許可について	2～4
●建設業の許可の種類	2
●知事許可・大臣許可の区分	3
●特定建設業・一般建設業の区分	
●許可の要件と有効期間	4
●事業承継に係る認可、相続に係る認可	
適正な手順による下請契約の締結について	5～7
●下請契約締結に至るまでのフロー図	5
●請負契約書に記載すべき内容	6
●請負契約書の形態	7
●工事の請負と施工	
工事現場に配置すべき技術者について	8～14
●建設業法における工事現場の技術者制度	8
●所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係	
●監理技術者等の職務	9
●監理技術者等が工事現場に専任すべき工事	
●主任技術者から監理技術者への変更	10
●監理技術者等の途中交代	
●専任で配置すべき期間	10～11
●2以上の工事を同一の（主任・監理）技術者が兼任できる場合	12
●下請の主任技術者の設置が不要な場合	13
●監理技術者の専任の緩和	14
監理技術者資格者証について	15
●監理技術者資格者証制度及び監理技術者講習制度	
J V（建設工事共同企業体）工事における配置技術者について	16～17
建設業法で定める標識について	18
●建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合	
●建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合	
施工体制台帳等の作成義務について	19～23
●施工体制台帳の整備	20
●施工体系図の整備	
●施工体制台帳等の作成範囲	21
●施工体制台帳の構成	
●施工体制台帳等作成のフロー図	22
●施工体制台帳の記載内容と添付書類	23
施工体制台帳の記載例	24～25
再下請負通知書の記載例	26～27
作業員名簿の記載例	28～29
施工体系図の記載例	30～31
検査・引渡し等について	32
下請代金の支払について	33
帳簿の備付けについて	34
元請：特定建設業者の責務について	35
一括下請負の禁止について	36
●建設業法第22条（一括下請負の禁止）	
●入札契約適正化法第14条（一括下請負の禁止）	
建設業者に対する監督処分について	37
建設工事紛争審査会について	38
経営事項審査について	39
資料編	40～53
●「建設工事の種類」、「許可業種の区分」、「建設工事の内容」、「建設工事の例示」及び「建設工事の区分の考え方」	40～45
●営業所専任技術者・現場技術者（監理技術者・主任技術者）となるための要件 一般建設業の営業所専任技術者となりうる「複数業種に係る実務経験」	46
●指定学科	47
●営業所専任技術者・現場技術者（監理技術者・主任技術者）となり得る国家資格等	48～55

建設業法上の用語について

本書の文中では、わかりやすくするために一般的な表記にしている部分があります。

- 「建設業」とは、建設工事（29種類）の完成を請け負う営業をいいます。
- 軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者については、建設業の許可を必要としていないため、以下のように用語を使い分けています。

「建設業者」 = 建設業の許可を受けている者（建設業許可業者）
 「建設業を営む者」 = 建設業許可の有無を問わず、全ての建設業を営む者

「軽微な建設工事」 = 下記に該当する工事をいいます。（令第1条の2）

- 建築一式工事の場合 →1,500万円未満※の工事又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事
- その他の建設工事の場合 →500万円未満※の工事

- ※①2以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の合計額
- ②注文者が材料を提供し、請負代金の額に材料の価格が含まれない場合はそれらの価格を加えた額
- ③単価契約による場合は、1件の工事に係る全体金額
- ④消費税及び地方消費税の額を含む請負契約の総額

軽微な建設工事のみを請け負う者であっても解体工事を請け負う場合は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）による解体工事業を営む者として、都道府県知事の登録を受ける必要があります。土木工事業、建築工事業又は解体工事業について建設業の許可を受けている場合は、建設リサイクル法による知事登録を受ける必要はありません。「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第21条

軽微な建設工事のみを請け負う者であっても浄化槽工事を行う場合は「浄化槽法」による浄化槽工事業を営む者として、業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録が必要になります。土木工事業、建築工事業又は管工事業について建設業の許可を受けている場合は、浄化槽法による登録の必要はありませんが、特例浄化槽工事業の届出が必要になります。「浄化槽法」第21条／第33条

- 発注者・元請負人・請負人については以下のように定義され、通称や契約上の名称とは異なっています。

通称	発注者（施主） ↔ 元請業者 ↔ 一次下請 ↔ 二次下請 ↔ 三次下請
建設業法上	発注者 ↔ 元請負人 ↔ 下請負人 元請負人 ↔ 下請負人 元請負人 ↔ 下請負人
契約上	発注者 ↔ 受注者 受注者 ↔ 受注者 受注者 ↔ 受注者

- 「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。
- 「建設工事の請負契約」とは、報酬を得て建設工事（29種類）の完成を目的として締結する契約をいいます。資材納入、警備、調査業務や運搬業務などその内容自体が建設工事でないものは建設工事の請負契約に該当しません。
- 「請負代金の額」とは、消費税及び地方消費税の額を含んだものをいいます。また、建設工事に該当しない上記5.の内容を含んでいる場合も、それら全てを合算した一件の請負総額をいいます。

本文中に引用した法令等の略語は以下のとおりです。

- 「法」 = 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）
- 「令」 = 建設業法施行令（昭和31年8月29日政令第273号）
- 「規則」 = 建設業法施行規則（昭和24年7月27日建設省令第14号）
- 「入札契約適正化法」 = 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）
- 「住宅瑕疵担保履行法」 = 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法第66号）

● 建設業の許可の種類

建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者以外は、建設業の許可を受けなければなりません。（法第3条）

- ◆ 建設業の許可は、29の建設工事の種類ごとに分けて行われます。
建設工事は、29種類（2種類の一式工事と27種類の専門工事）に種類分けされており、それぞれ対応する許可につき、特定・一般のいずれかの許可を受けることができます。
このうち一式工事とは、「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事」が該当します。つまり、一式工事業は規模が大きかったり、複雑な工事での元請となる事業者向けの許可区分であるといえます。また逆に、一式工事業のみの許可では、専門工事を請け負うことはできませんし、下請工事も原則としてできません。（総合的な企画、指導、調整のもとにする下請は、違法である一括下請行為に該当します。）（それぞれの考え方はp.40～45参照）

		建設工事の種類	許可業種
1	一式工事	土木一式工事	土木工事業
2		建築一式工事	建築工事業
3	専門工事	大工工事	大工工事業
4		左官工事	左官工事業
5		とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業
6		石工事	石工事業
7		屋根工事	屋根工事業
8		電気工事	電気工事業
9		管工事	管工事業
10		タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業
11		鋼構造物工事	鋼構造物工事業
12		鉄筋工事	鉄筋工事業
13		舗装工事	舗装工事業
14		しゅんせつ※工事	しゅんせつ工事業
15		板金工事	板金工事業

		建設工事の種類	許可業種
16	専門工事	ガラス工事	ガラス工事業
17		塗装工事	塗装工事業
18		防水工事	防水工事業
19		内装仕上工事	内装仕上工事業
20		機械器具設置工事	機械器具設置工事業
21		熱絶縁工事	熱絶縁工事業
22		電気通信工事	電気通信工事業
23		造園工事	造園工事業
24		さく井工事	さく井工事業
25		建具工事	建具工事業
26		水道施設工事	水道施設工事業
27		消防施設工事	消防施設工事業
28		清掃施設工事	清掃施設工事業
29	解体工事	解体工事業	

指定建設業（令第5条の2）：特定建設業の技術者が原則国家資格者となります。（p.8参照）

※法別表第一などでは、「しゅんせつ」と表記されております。当冊子では全て呼称の「しゅんせつ」を用いています。

◆ 許可業種、建設工事の種類について

建設業法は、業種別の許可制度に則っています。工事を請け負おうとする際には、注文を受けた工事内容がどの工事種類に該当し、その許可を有していることとともに要求に応えることができる相応の技術者を配置※できるかどうかを最初に判断しなければなりません。（もちろん、いずれかが不可と判断される場合は請け負ってはなりません。）

業種の不適切な運用は、無許可営業など直接建設業法に抵触する違法行為であることのみならず、実際の施工にあっても相応しくない技術者の配置、ひいては目的物の品質劣化や発注者への背反が懸念されるところであります。

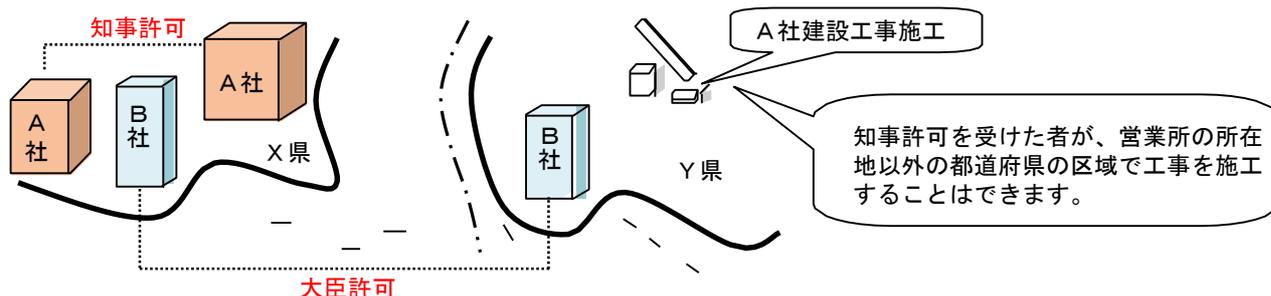
※技術者の「配置」とは、工事現場への常駐（現場施工の稼働中、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を意味するものではありません。

● 知事許可・大臣許可の区分

建設業の許可は、許可を受けようとする者の設ける建設業の営業所の所在地の状況によって知事許可と大臣許可の区分があります。（法第3条第1項）

- 知事許可 = 建設業を営もうとする営業所が1つの都道府県の区域内にのみ所在する場合
- 大臣許可 = 建設業を営もうとする営業所が2つ以上の都道府県に所在する場合

- 営業所とは、本店又は支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。それらに該当しない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与する者である場合には、営業所に該当します。（建設業許可事務ガイドライン）
 なお、契約締結権限のない単なる連絡事務所などは当法令でいう営業所に該当しません。また、専任技術者の配置がない場合も営業所に該当しません。（p. 4 参照）
- 建設業の許可を受けた業種については軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届出をしている営業所以外においては当該業種について営業することはできません。（建設業許可事務ガイドライン）



● 特定建設業・一般建設業の区分

建設工事の施工に際しての下請契約の規模によって特定建設業と一般建設業の区分があります。（法第3条第1項）

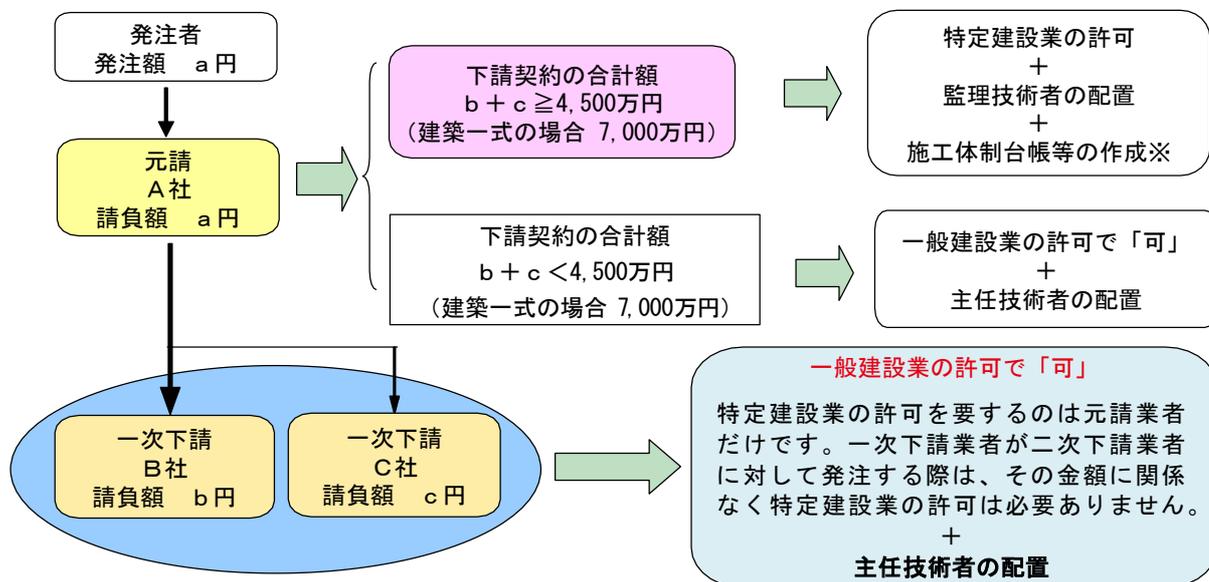
◆ 主任技術者

建設業者がその許可を受けた建設工事を施工する場合には、元請・下請、請負代金の額にかかわらず工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、**主任技術者**を配置しなければなりません。（法第26条第1項、資格・要件などはp. 46～50参照）

◆ 監理技術者

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円※（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合には、**特定建設業の許可が必要**になるとともに、主任技術者に代えて**監理技術者**を配置しなければなりません。（法第26条第2項）

※この金額は、下請保護を要する金額合計で判断しますので、元請負人が提供する材料等の価格は含みません。また、単なる資材購入や警備、測量等は、ここでいう下請契約には該当しません（下請工事契約の内訳に含まれるものは除く）。



※入札契約適正化法の改正に伴い、H27. 4. 1以降公共工事については下請契約の金額の如何に関わらず施工体制台帳等の作成等が義務付けられています。

建設業の許可を受けるためには、法第7条に規定する4つの「許可要件」を備えていること及び法第8条に規定する「欠格要件」に該当しないことが必要です。

● 許可の要件

- ◆ 建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するもの（法第7条第1号）
 - ①適切な経営能力を有することとして、以下のいずれかに該当する必要があります。
 - ・常勤役員等のうち一人が建設業の経營業務に関し一定期間の経験期間を有していること
 - ・常勤役員等のうち一人が建設業に関する2年以上の役員等の経験を含んだ5年以上の職制上の経験があり、かつ当該役員等を直接補佐する財務管理、労務管理、業務運営の実務経験者を置くこと
 - ②適切な社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険）に加入していることが必要です。
- ◆ 各営業所に技術者を専任で配置していること（法第7条第2号、法第15条第2号）
 建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、許可を受けようとする建設業に係る建設工事についての専門的知識が必要になります。見積、入札、請負契約締結等の建設業に関する営業は各営業所で行われることから、営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関して、一定の資格又は経験を有した者（専任技術者）を配置することが必要です。
 許可を受けて建設業を営もうとする**全ての営業所に専任技術者を置くことが必要**です。
 専任とは、原則として他の業務との兼任を認めないことを意味し、営業所に常勤して**専らその職務に従事していることが必要**です。
 この専任技術者は、許可を受けようとする建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、また建設業の種類により、それぞれ必要な資格等が異なります。（p. 46～50参照）



- ◆ 誠実性（法第7条第3号）
 請負契約の締結やその履行に際して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかである場合は、建設業を営むことができません。これは、許可の対象となる法人若しくは個人についてはもちろんのこと、建設業の営業取引において重要な地位にある役員等についても同様です。
- ◆ 財産的基礎等（法第7条第4号、法第15条第3号）
 建設工事を着手するに当たっては、資材の購入及び労働者の確保、機械器具等の購入など、一定の準備資金が必要になります。また、営業活動を行うに当たってもある程度の資金を確保していることが必要です。
 なお、特定建設業の許可を受けようとする場合は、一般建設業と比べて、より加重された財産的基礎等の要件を備えることが必要です。
- ◆ 欠格要件（法第8条、法第17条（準用））

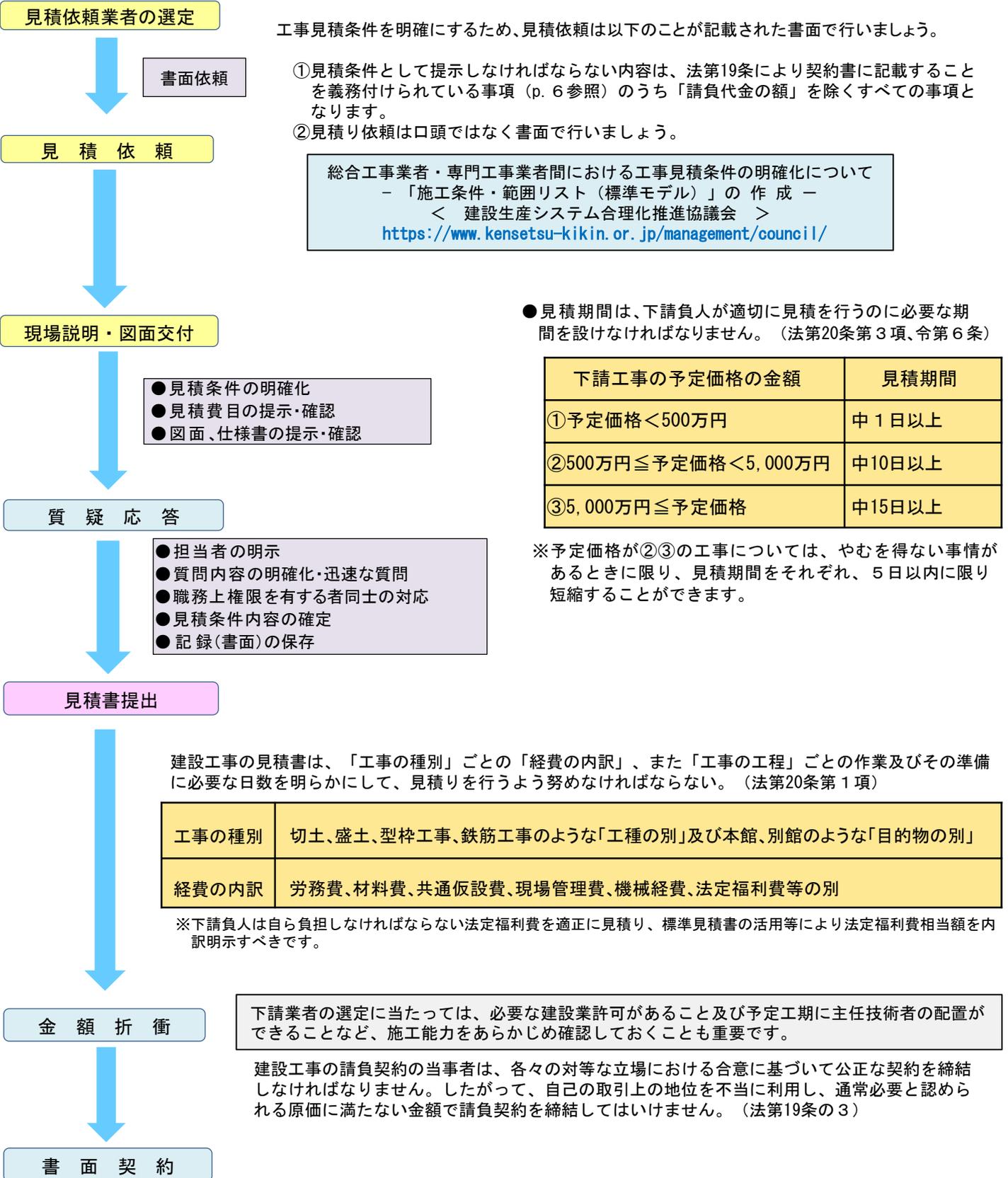
● 許可の有効期間

許可の有効期間は、許可のあった日から**5年目の許可があった日に対応する日の前日をもって満了**することとされています。（当該期間の末日が日曜等の休日であっても、その日をもって満了します。）
 したがって、引き続き建設業を営もうとする場合には、期間が満了する**30日前までに**、許可の更新の手続きをとらなければならない、手続きを怠れば期間満了とともに、その効力を失い、引き続いて営業することができなくなります。
 なお、許可の更新の申請をしていれば、有効期間が満了しても、許可又は不許可の処分が行われるまでは、従前の許可は有効です。

● 事業承継に係る認可、相続に係る認可

建設業の譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割があった場合において、許可行政庁の認可を事前に受ければ建設業の許可を承継することができる規定（法第17条の2）、建設業者が死亡した場合、当該建設業者の相続人は、被相続人の死亡の日から30日以内に申請を行って許可行政庁の認可を受ければ、建設業の許可を相続できる規定（法第17条の3）があります。

● 下請契約締結に至るまでのフロー図



建設業法では、工事の内容その他契約の内容となるべき重要な事項は具体的に書面で取り決め、これを相互に交付すべきことを定めています。（法第19条、必須記載事項はp. 6参照）

書面による契約は、例外なく全ての建設工事請負契約について義務づけられています。ただし、国土交通省令で定めた電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であれば、書面による措置に代えることができます。

なお、元請負人は、建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めるときは、あらかじめ、下請負人の意見を聴取しなければなりません。（法第24条の2）

● 請負契約書に記載すべき内容

建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。（法第19条第1項）

※書面による契約は、例外なく全ての建設工事の請負契約について義務づけられています。

なお、双方の合意がある場合は、国土交通省令で定める電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による措置をもって、法第19条第1項、第2項の措置を講じたものとみなすことができます。（法第19条第3項）

- 1 工事内容
- 2 請負代金の額
- 3 着手及び完工の時期
- 4 工事を施工しない日又は時間帯
- 5 請負代金支払の時期及び方法
- 6 当事者の申し出があった場合における工期の変更又は損害の負担及びそれらの算定方法
- 7 天災等不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法
- 8 価格等の変動等に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- 9 第三者損害の賠償金の負担
- 10 貸与資材等の内容及び方法
- 11 工事完成検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- 12 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 13 工事目的物の契約不適合責任または契約不適合責任に関する保証等の措置に関する内容
- 14 履行遅滞、債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 15 契約に関する紛争の解決方法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の対象建設工事※については、上記の15項目のほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用についても書面に記載しなければなりません。

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条）

※建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条【建設工事の規模に関する基準】

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計 80㎡
建築物の新築・増築	床面積の合計 500㎡
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金の額 1億円
建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	請負代金の額 500万円

●規模の基準は、都道府県の条例によって引き下げる（上乘せ条例を定める）ことが可能です。



● 請負契約書の形態

請負契約は、①工事ごとの個別契約による場合、②基本契約書などを締結したうえで、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合などの方法により締結してください。



①工事ごとの個別契約による場合

契約書には、前頁の15項目（法第19条第1項各号）に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付して下さい。

②基本契約書などを締結したうえで、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合

- 基本契約書には、注文書及び請書に個別に記載される事項を除き、前頁の15項目（法第19条第1項各号）に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をしたうえで相互に交付してください。
- 注文書及び請書には、前頁の1～4（法第19条第1項第1号から第4号）までに掲げる事項その他必要な事項を記載してください。基本契約約款を使用する場合は、注文書・請書の裏に約款を印字する若しくは一連の書類として約款書面を割印を押して添付して下さい。
- 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書又は基本契約約款（使用する基本契約書等の名称を具体明示）の定めによることを明記してください。
- 注文書、請書を相手方に交付する際は、必ずそのコピーを取り、注文書と請書をセットにして保有してください。

→ 契約書、基本契約書にあっては、一方の義務負担が過大な内容や片務性が強い内容を含むものは、法第19条の3違反などにつながる可能性が高く、適当ではありません。法の主旨に基づき、当事者双方に公平で平等な基本契約書を作成するには、相当の法律的な専門知識を必要とします。

このため、既成の中央建設業審議会作成の標準請負契約約款、民間連合約款などを用いる方法が一般的で、かつ妥当な手法であると考えられます。

● 工事の請負と施工

土木一式又は建築一式の許可を受けた場合、一式工事に該当する工事を請け負うことが可能となります。また、専門工事のみの許可であっても、その附帯工事※の範囲にあっては、他の建設業（許可を有していない業種）の工事を請け負うことが可能となります。

ただし、請け負うことはできますが、一式工事にあっては、その一式工事を構成する各種専門工事ごとの合計額が軽微な工事に該当しない（500万円以上となる）ときは、該当の各専門工事につき下記①若しくは②の方法で施工しなければなりません。（法第26条の2第1項）

また、27種類の専門工事であっても、その附帯工事の各種専門工事ごとの合計額が軽微な工事に該当しない（500万円以上となる）ときは、これと同様な方法で施工しなければなりません。（法第26条の2第2項）

- ①当該専門工事について主任技術者となりうる資格を有する者を専門技術者として配置して自ら施工する。
- ②当該専門工事について許可を受けている専門工事業者に下請させる。

※附帯工事とは

許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合においては、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事を請け負うことができます。（法第4条）

これを附帯工事といい、主に二つのものがあるとされています。

- 主たる工事の機能を保全し、十分な機能を発揮するために必要を生じたもの
→ 屋根工事における塗装工事、管工事（空調）における熱絶縁工事など
- 主たる工事を施工するために生じたもの
→ 電気工事の施工により生じた内装仕上工事、建具工事の施工により生じた左官工事など

なお、附帯工事は、あくまで主たる工事（目的の工事）履行のために必要を生じた従たる工事であり、主たる工事を上回る工事価格となることは通常あり得ませんし、それ自体が独立の使用目的に供されるものであってはなりません。

一式工事や附帯工事を過大解釈した運用による建設業法上のトラブルを避けるため、その工事を施工するために必要となる業種について幅広く許可を取得することをお勧めします。

工事現場に配置すべき技術者について 1

建設業者は、その許可を得た建設工事の施工にあつては、建設工事の適正な施工を確保するために、請け負った建設工事を施工する全ての工事現場に、当該工事について一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者。以下「監理技術者等」という。）を置いて工事の施工の技術上の管理を行う必要があります。

● 建設業法における工事現場の技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業（7業種） 土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園工事業			その他の建設業（左記以外の22業種） 大工、左官、とび・土工、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体工事業		
許可の区分		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請契約の合計額		4,500万円以上 (建築一式 7,000万円)	4,500万円未満 (建築一式 7,000万円)	4,500万円 (建築一式 7,000万円) 以上は 契約できない	4,500万円以上	4,500万円未満	4,500万円以上は 契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に配置 ^{*1} すべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件 (p. 44～48参照)	① 1級国家資格者等 ② 国土交通大臣特別認定者	① 1級・2級国家資格者等 ② 指定学科卒業＋実務経験者（3年又は5年） ③ 実務経験者（10年）		① 1級国家資格者等 ② 指導監督的実務経験者	① 1級・2級国家資格者等 ② 指定学科卒業＋実務経験者（3年又は5年） ③ 実務経験者（10年） ④ 技術検定合格＋実務経験者（3年又は5年）※電気通信を除く	
	技術者の現場専任義務	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事（p. 9参照）に配置される場合					
	監理技術者資格者証	専任を要する場合は必要 ^{*2}	不要		専任を要する場合は必要 [*]	不要	

※専任を要する監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、監理技術者講習を受講したもののうちからこれを選任しなければなりません。（法第26条第5項、p. 15参照）
 なお、選任されている期間中のいずれの日においても、監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年を経過することのないように講習を受講していなければなりません。
 また、選任された監理技術者は、発注者から請求があつたときは監理技術者資格者証を提示しなければなりません。

● 所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、現場に配置する監理技術者等は、上記の一定資格を有したうえで**所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要**です。

したがって以下のような者の配置は認められません。

- ・直接的な雇用関係を有していない場合（在籍出向者や派遣社員など）
- ・恒常的な雇用関係を有していない場合（短期雇用など）

特に国、地方公共団体及び公共法人等が発注する建設工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から**入札の申込のあつた日**※（指名競争に付す場合であつて入札の申込を伴わないものは入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあつた日）以前に**3ヶ月以上**の雇用関係にあることが必要です。

（「監理技術者制度運用マニュアルについて」平成16年3月1日 国総建第315号）

※四国地方整備局発注工事では、一般競争の場合、競争参加資格の確認申請日がこれに当たります。

恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要です。

また、親会社及びその連結子会社間の出向社員は、平成28年5月31日国土建第119号の取扱いに基づき、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長の企業集団確認を受ければ、直接的かつ恒常的な雇用関係と認めることができます。

● 監理技術者等の職務

監理技術者等の職務は、建設工事の適正な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどることです。すなわち、建設工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、契約書及び設計図書の内容を把握したうえで、その施工計画を作成し、工事全体の工程の把握、工程変更への適切な対応等具体的な工事の工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施等及び工事目的物、工事仮設物、工所用資材等の品質管理を行うとともに、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことです。なお、監理技術者等の詳細な職務については、監理技術者制度運用マニュアルに記載がされています。

※工事現場への「常駐」を必要とするものではありません。

● 監理技術者等が工事現場に専任すべき工事

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事に配置される監理技術者等は、工事現場ごとに専任の者でなければなりません。（法第26条第3項）

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物 とは

- ① 国、地方公共団体等が注文者である施設又は工作物
 - ② 鉄道、道路、ダム、上下水道、電気事業用・ガス事業用等の施設又は工作物
 - ③ 学校、事務所、百貨店、工場、病院、共同住宅等のように多数の人が利用する施設又は工作物
- ②③は代表的な例であり、戸建ての個人住宅を除くほとんどの工事が該当します。（令第27条）

重要な建設工事 とは

工事1件の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の工事をいいます。

■注文者が材料を提供し、請負代金の額に材料の価格が含まれない場合はそれらの価格を加えた額で判断します。

工事現場ごとに専任 とは

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを言います。

※必ずしも工事現場へ「常駐」を必要とするものではありません。（主任技術者又は監理技術者の専任の明確化について（改正）（平成30年国土建第309号）参照）

※専任が必要な工事以外であれば主任技術者の場合、複数工事現場の兼務が可能です。（ただし、当該主任技術者が各工事現場においてその職務（施工の技術上の管理等）を誠実にを行うことが可能な範囲に限ります。）

- ①元請負人、下請負人の区別なく監理技術者等の専任が求められます。
- ②営業所の専任技術者は現場における監理技術者等にはなることができません。※
- ③他の工事現場との兼任はできません。

※「営業所の専任技術者」は、その営業所における担当業種の総括技術責任者の役割を持つ者です。恒常的な技術指導のもと、建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保することが務めであり、常勤かつ他の職務と兼務することなく、その職務に従事することが求められています。なお、常勤には、テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同様の職務を遂行でき、かつ所定の時間中において、常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事すること）を行う場合を含みます。

特例として、下記の要件を全て満たす場合、現場における専任を要しない監理技術者等と兼任することができます。（専任を要する工事の監理技術者等と兼任することはできません。）

- ①当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ②工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- ③所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④当該工事が配置技術者の専任を要しない工事であること。

この要件のうち、②については営業所と工事現場の物理的な距離とともに、それぞれ果たすべき職務を質的・量的・時間的に比較考慮のうえ、実質的に従事する程度であるか否か適切に判断することが必要です。

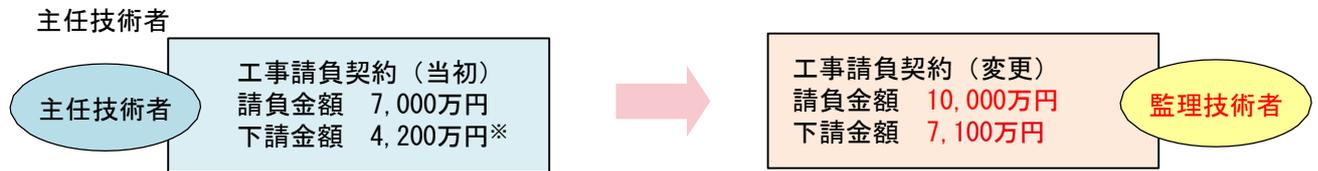
参考として、四国地方整備局ホームページ内の下記アドレスに「兼任確認書」を掲示しています。

URL http://www.skr.mlit.go.jp/kensei/sangyou/01_kensetu/07-gi_jutusya/kennin_kakunin.xls

● 主任技術者から監理技術者への変更

当初は、主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を設置しなければなりません。

ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を設置しなければなりません。（監理技術者制度運用マニュアル）



※この例のように、下請金額が4,500万円に近い場合は、当初より監理技術者となりうる資格者を主任技術者として配置しておけば、予期していなかった変更増等が生じても問題なく対応できます。

● 監理技術者等の途中交代

・監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について注文者と合意がなされた場合に認められます。一般的な交代の条件としては、監理技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられますが、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で合意する必要があります。

・監理技術者等の交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性や品質確保等に支障がないと認められることが必要です。

・監理技術者等の交代に当たっては、発注者からの求めに応じて、元請が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要です。

● 専任で配置すべき期間

建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で配置すべき期間は、契約工期が基本となります（※1）。しかし、契約工期中であっても次頁に掲げる期間については工事現場への専任は必要としません（※2）。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次頁に掲げる期間が設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要です。（監理技術者制度運用マニュアル）

※1 発注者が余裕期間を設定した工事についての契約締結日から工事開始日までの期間は監理技術者等の設置は不要となります。

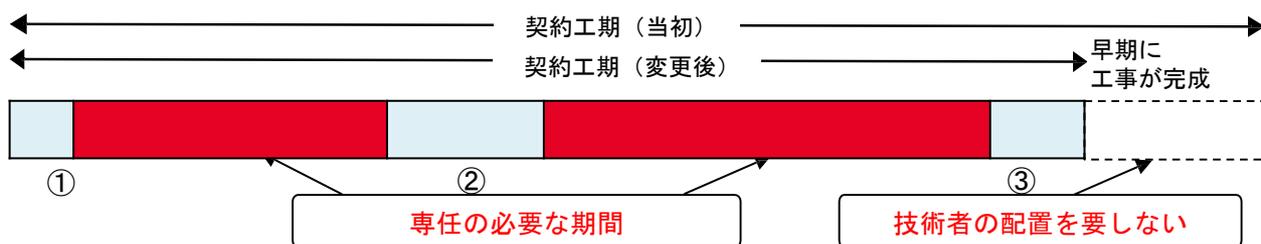
※2 上記の該当期間内は他の専任を要しない工事現場の監理技術者等と兼任することも認められます。

元請の専任期間 1

- ①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）
- ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

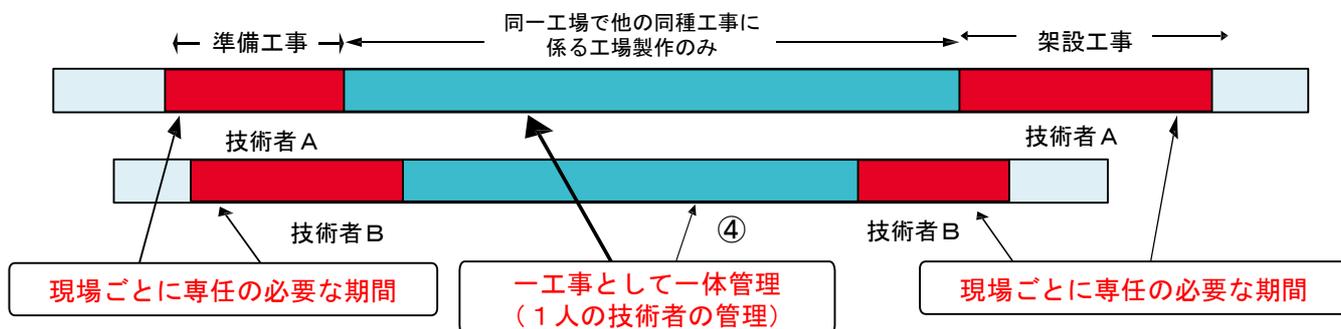
※発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の監理技術者等として従事することが出来ます。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の監理技術者等は他の工事の専任の監理技術者等として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について、発注者の承諾を得ることが必要です。

- ③工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間



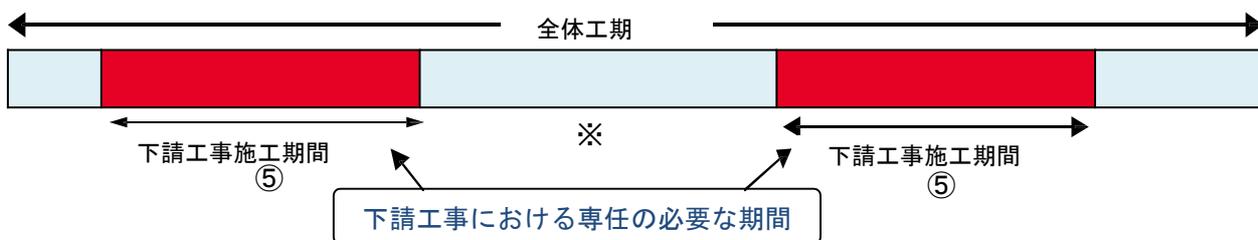
元請の専任期間 2

- ④橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間



下請の専任期間

- ⑤下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間となります。



※下請の主任技術者については、工事現場への専任を要しない期間（担当する下請工事が実際に施工されていない期間）に限って、発注者、元請及び上位の下請の全ての承諾があれば、発注者、元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者として従事することができます。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者は他の工事の専任の主任技術者として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について発注者、元請及び上位の下請全ての承諾を得ることが必要です。

注意： 工事が3次まで下請されており、3次下請業者が作業を行っている場合、1次、2次下請業者は、自らが施工する工事がない場合でも主任技術者を専任で現場に配置する必要があります。

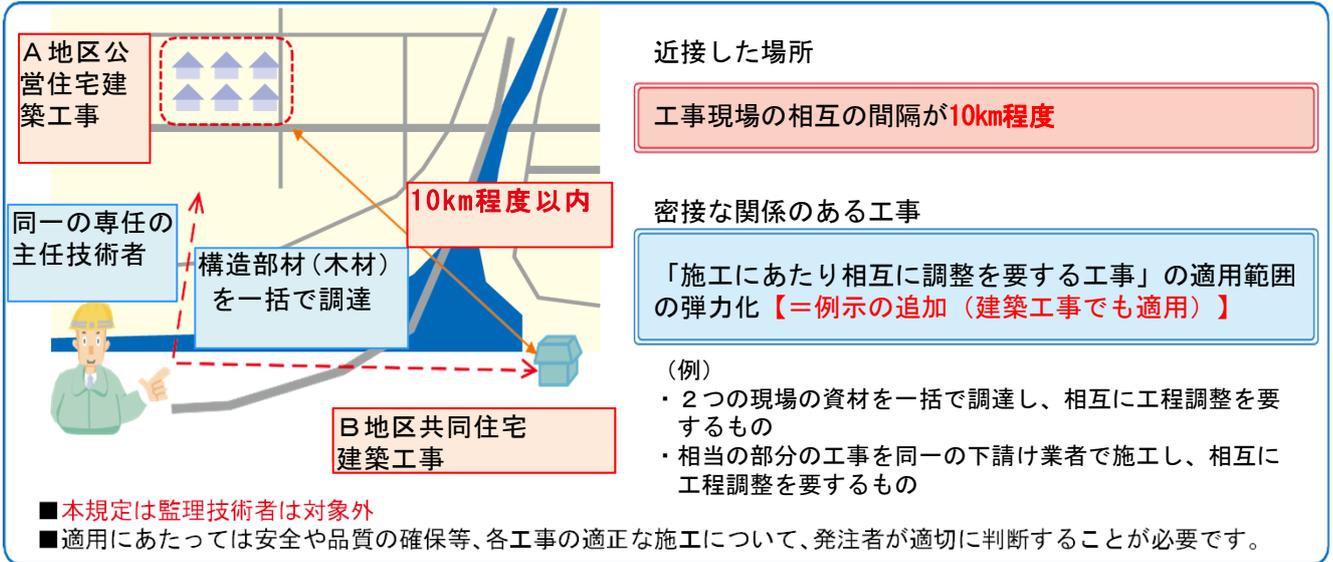
● 2以上の工事を同一の主任技術者が兼任できる場合

公共性のある工作物に関する重要な工事のうち①密接な関連のある2以上の建設工事を同一の建設業者が②同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。【専任の監理技術者には適用されません】（令第27条第2項）

➡ 当面の取扱（平成26年2月3日付け課長通知より運用拡大）

- (1) ①工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、②工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において施工されるものについて、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。
- (2) 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

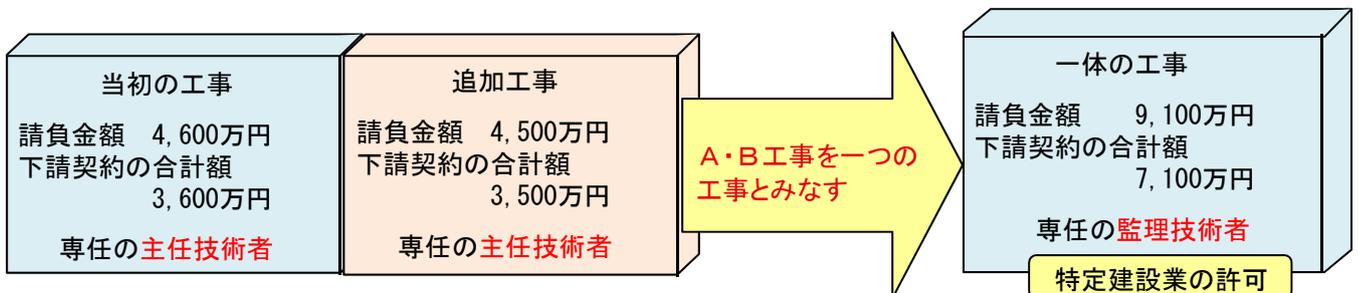
◆ 専任の主任技術者による兼務が認められる例



● 2以上の工事を同一の監理技術者等が兼任できる場合

同一あるいは別々の発注者が同一の建設業者と契約を締結する場合、下記の要件を満たせば全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができます。

- ①契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること
②それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であること
※全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得る必要があります。



この場合、複数の工事を一の工事とみなした取扱いとなりますので、有する許可・配置する監理技術者とも発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これら下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要であり、工事現場には主任技術者に代えて監理技術者を設置しなければなりません。

また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければなりません。

● 下請の主任技術者の設置が不要な場合

主任技術者については、特定専門工事（土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術の管理の効率化を図る必要がある工事をいう。以下同じ。）において、元請又は上位下請（以下「元請等」という。）が置く主任技術者が自らの職務と併せて、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）の主任技術者が行うべき職務を行うことを、元請等及び当該下請が書面により合意した場合は、当該下請に主任技術者を置かなくてもよいこととされています。

この特定専門工事については、**型枠工事又は鉄筋工事**であって、**元請等が本工事を施工するための下請契約の請負代金が4,000万円未満のもの（下請契約が2以上あるときは合計額）が対象**となります（法第26条の3第1項、第2項、令第30条）。

また、特定専門工事において**元請等が置く主任技術者**は、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し**一年以上指導監督的な実務の経験を有すること**、当該特定専門工事の**工事現場に専任**で置かれることが要件となります（法第26条の3第6項）。この「指導監督的な実務の経験」とは、工事現場主任者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下や下請業者等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験が対象となります。

対象とする工事（第2項）

政令で定める特定専門工事は、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして、鉄筋工事及び型枠工事とする。

下請契約の請負代金の額（第2項）

政令で定める額未満→主任技術者の専任義務が4,000万円以上となっていることを踏まえ、4,000万円未満とする。

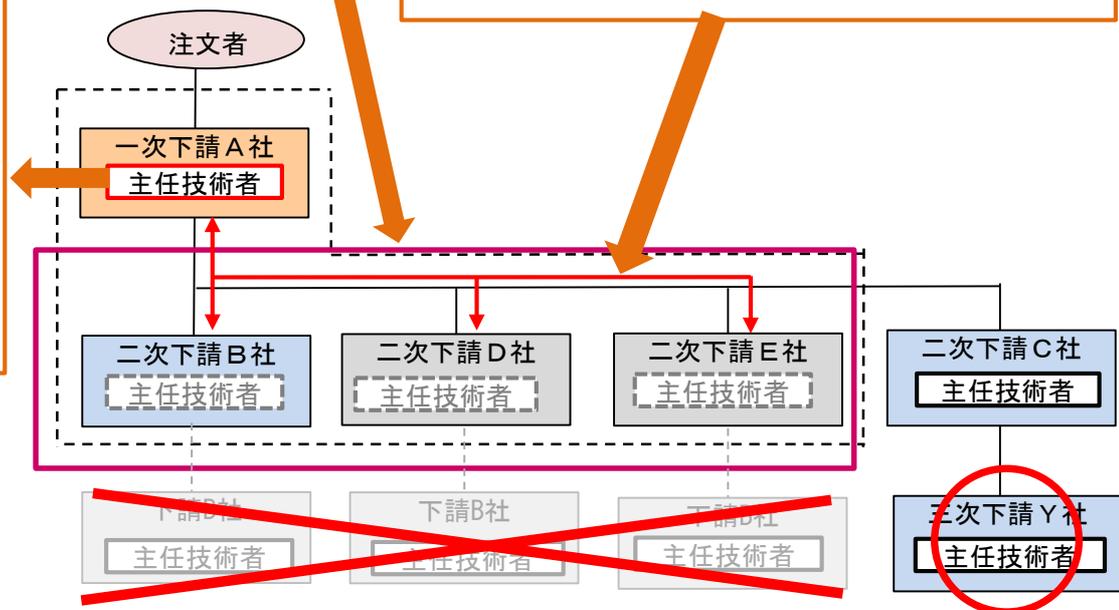
手続き（第1、3、4、5項）

工事を注文する者（一次下請A）と工事を請け負う者（二次下請B、D、E社）が以下の事項を記載した書面において合意をする必要がある。この際、一次下請Aは注文者の書面による承諾を得る必要がある。

- ・ 特定専門工事の内容
- ・ 上位下請の置く主任技術者の氏名
- ・ 当該特定専門工事に係る下請契約の請負代金の額
- ・ その他に当該特定専門工事に係る下請契約がある場合は、それらの請負代金の額の総額

配置される主任技術者の要件（第6項）

上位下請（一次下請A社）の主任技術者は、下記の要件を満たす必要がある。
 ・ 当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すること。
 ・ 当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれること。

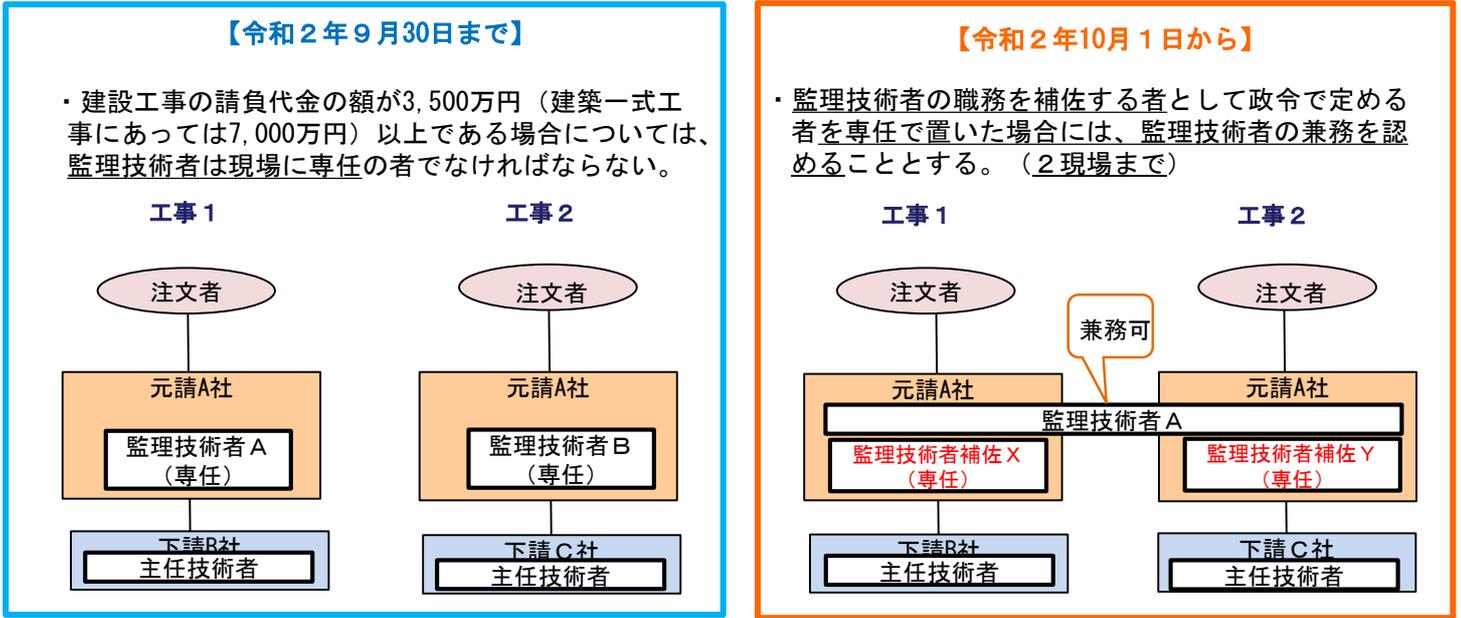


再下請の禁止（第8項）

主任技術者を置かないこととした下請負人（二次下請B、D、E社）は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。⇒違反した場合、監督処分の対象となる
 ※ 主任技術者を置いている（制度を利用していない）下請は再下請可能

● 監理技術者の専任の緩和

改正建設業法が令和2年10月1日に施行され、特例監理技術者の制度が創設されました。（建設業法第26条）



兼任できる工事現場

- ★特例監理技術者が兼務できる工事現場数は2まで。
- ★兼務できる工事現場の範囲は、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲。
- ※発注者（発注機関）により、兼務できる工事に別途定めがある場合があります。

特例監理技術者の職務

- ★特例監理技術者に求められる責務は従前と変わらず施工計画の作成、工程管理、品質管理など監理技術者に求められる職務 + 監理技術者補佐を適切に指導監督すること。

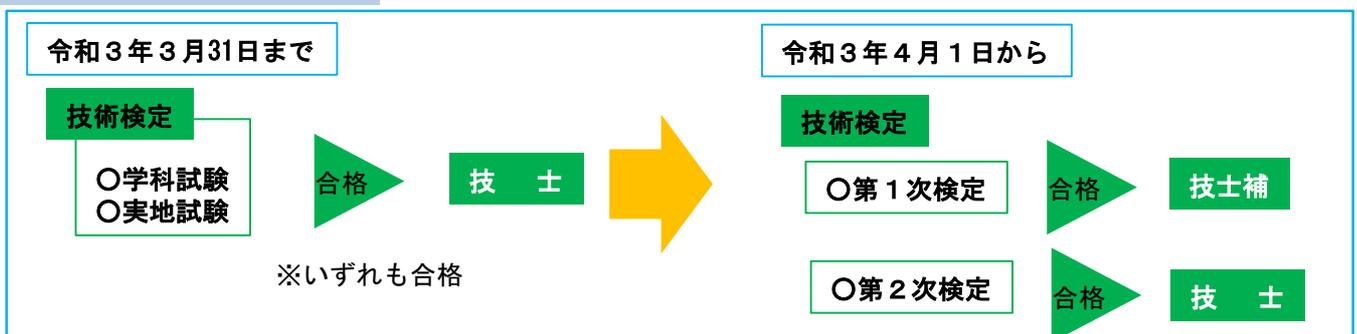
監理技術者補佐

- ★特例監理技術者を置く場合には、監理技術者補佐を当該工事現場毎に専任で配置すること。
- ★監理技術者補佐となる資格は、主任技術者の資格を有する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補（※令和3年4月1日施行））又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。

途中交代

- ★監理技術者から特例監理技術者への変更、特例監理技術者から監理技術者への変更は、工期途中での途中交代には該当しません。ただし、施工体制が変更となるため、事前に発注者に説明し理解を得ることが望ましい。
- ★監理技術者（特例監理技術者含む。）から監理技術者補佐、監理技術者補佐から監理技術者（特例監理技術者含む。）となることは、工期途中での途中交代に該当するため、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする。

技士補制度の創設



監理技術者資格者証について

● 監理技術者資格者証制度及び監理技術者講習制度

専任の監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちからこれを選任しなければなりません。（法第26条第5項）

なお、選任されている期間中のいずれの日においても、監理技術者講習を修了した日の属する年の翌年から起算して5年※を経過することのないように講習を受講していなければなりません。

※令和3年1月1日以降は、監理技術者講習の有効期限の起算日が講習を受講した日の属する年の翌年の1月1日となり、同日から5年後の12月31日が監理技術者講習の有効期限となります。

選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは監理技術者資格者証を提示しなければなりません。（法第26条第6項）

● 監理技術者資格者証を交付する機関

監理技術者資格者証の交付は、国土交通大臣の指定する「指定資格者証交付機関」において、交付事務を行っています。（法第27条の19）

（指定資格者証交付機関）

（一財）建設業技術者センター 東京都千代田区二番町3麹町スクエア （電話）03-3514-4711

● 監理技術者講習を行っている機関

監理技術者講習は、国土交通大臣の登録する「登録講習実施機関」において、講習や修了証の発行事務を行っています。（法第26条第5項など）

登録講習実施機関は、令和5年1月1日現在で6機関が登録されており、各地で様々な時期に講習が行われていますので、都合の良い時期に最寄りの場所で講習を受けることが可能です。

各登録講習実施機関についての最新情報は、次の国土交通省ホームページに掲載されています。

URL：http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000094.html

●平成28年6月1日より、監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴を貼り付けることにより1枚に統合。

現行の監理技術者資格者証（左）と監理技術者講習修了証（右）

氏名	年月日生	初期交付	年月日	交付	年月日
住所					
写真	交付番号	第	号		
	監理技術者資格者証				
平成 年 月 日 まで有効					
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者					
有する資格					
講習修了履歴					
有・無					

（表面）

（裏面）

監理技術者講習修了証	
修了証番号 第 号	
写真	本籍氏名
	(生年月日 年 月 日)
この者は、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了した者であることを証します。	
修了年月日 年 月 日	
登録講習実施機関代表者 印	
(登録番号 第 号)	

（表面）

（裏面）

備考

注意事項

- 1 建設業法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。
- 2 建設業法第26条第4項に規定する発注者から本証の提示を求められることがある。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

改善後の監理技術者資格者証

氏名	年月日生	初期交付	年月日	交付	年月日
住所					
写真	交付番号	第	号		
	監理技術者資格者証				
平成 年 月 日 まで有効					
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者					
有する資格					
講習修了履歴					
有・無					

（表面）

（裏面）

修了証番号	第	号	修了年月日	
氏名			生年月日	
講習実施機関				

統合

◆ 共同企業体の形態

特定建設工事共同企業体（特定JV）	経常建設共同企業体（経常JV）
<p>大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等工事の規模、性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事毎に結成する共同企業体。 工事完成後又は工事を受注することができなかつた場合には解散する。</p>	<p>中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体。 発注機関の入札参加資格審査申請時に経常JVとして結成し、単体企業と同様に一定期間、有資格業者として登録される。</p>

◆ 共同企業体の施工方式

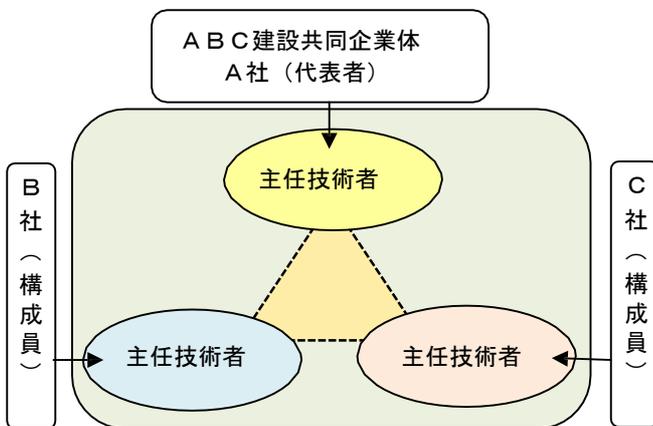
甲型共同企業体（共同施工方式）	乙型共同企業体（分担施工方式）
<p>1つの工事について、あらかじめ定めた出資比率に応じて、各構成員が資金、人員、機械等を拠出して共同施工する方式。 利益も出資比率に応じて分配される。（出資比率は、各構成員が取り交わす協定書において定められる）</p>	<p>1つの工事について、複数の工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区を責任を持って施工する方式。 利益は分配するのではなく、各工区ごとで精算される。（分担する工区は各構成員が取り交わす協定書で定められる）</p>

◆ 共同企業体における代表者の選定方法とその出資比率

特定建設工事共同企業体（特定JV）	経常建設共同企業体（経常JV）
<p>共同企業体運用準則では、代表者は施工能力の大きい者で出資比率は構成員中最大とされています。</p>	<p>共同企業体運用準則では、代表者及び出資比率は構成員が自主的に決定することとなっています。</p>

◆ 共同企業体の施工する工事における技術者の配置

甲型JVで下請契約の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合：7,000万円）未満の場合

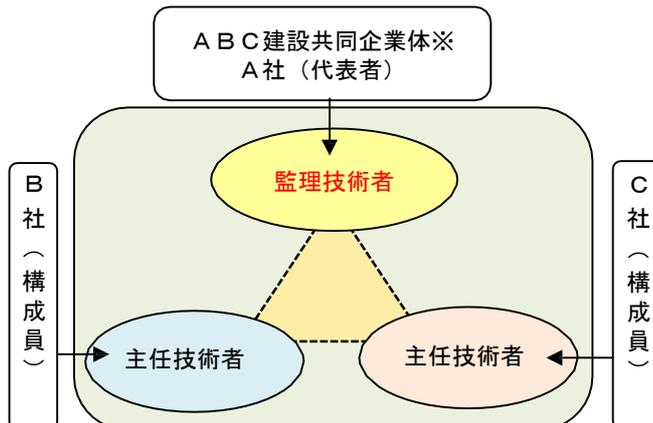


① 全ての構成員が主任技術者を配置。

共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者にすべき旨が示されています。

② 発注者から請け負った建設工事の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の場合、主任技術者の**全員**が、当該工事に**専任**となります。

甲型JVで下請契約の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合：7,000万円）以上の場合



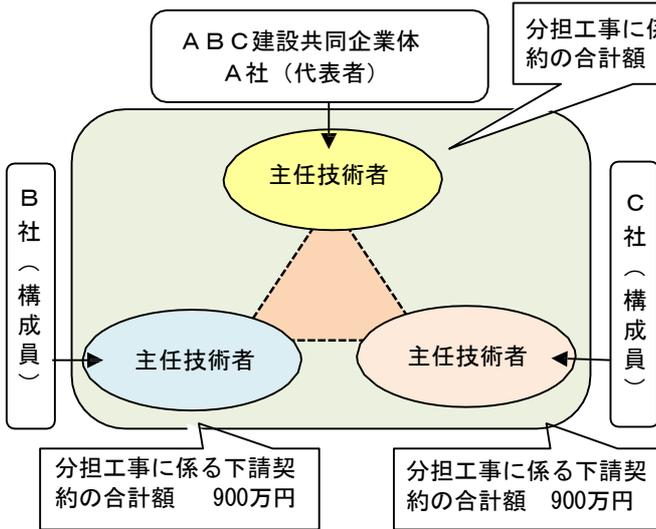
① **代表者**が**監理技術者**を、他の構成員が主任技術者を配置。

共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者にすべき旨が示されています。

② 監理技術者及び主任技術者は、当該工事に**専任**となります。

※この場合、代表者は「特定建設業」の許可を有していなければなりません。

乙型JVで下請契約の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合：7,000万円）未済の場合

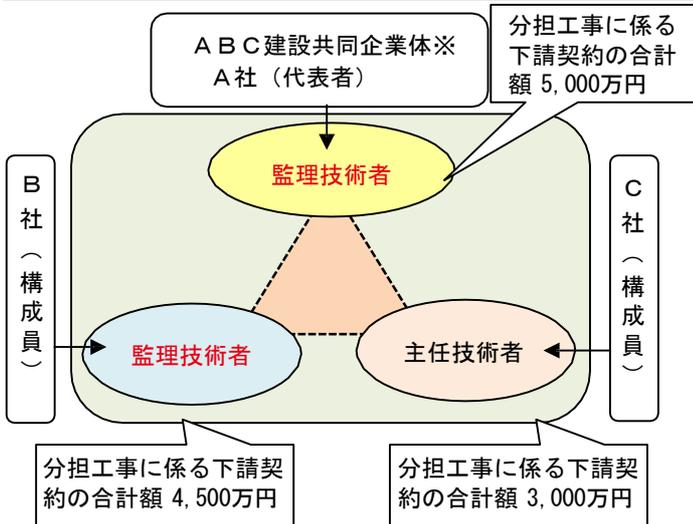


①全ての構成員が主任技術者を配置。

共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者にすべき旨が示されています。

②分担工事に係る請負代金の額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の場合、配置された主任技術者は、当該工事に専任しなければなりません。

乙型JVで下請契約の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合：7,000万円）以上の場合



①分担工事に係る下請契約の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となった構成員（代表者を含む）は**監理技術者**を、他の構成員は**主任技術者**を配置しなければなりません。

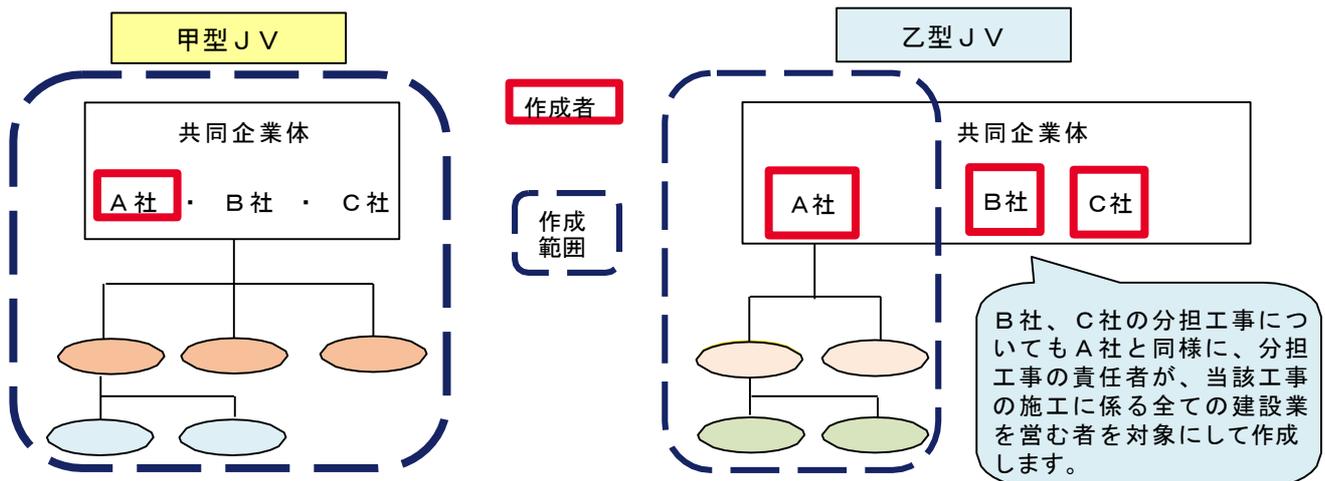
共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者にすべき旨が示されています。

②分担工事に係る請負代金の額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の場合、配置された**監理技術者等**は、当該工事に**専任**しなければなりません。

※この場合、A社とB社は「特定建設業」の許可を有していなければなりません。

- ◆ 公共工事を施工する場合
共同企業体が公共工事を施工する場合には、原則として特定建設業者たる代表者が、請負金額にかかわらず監理技術者を専任で設置すべきです。
また、公共工事を施工する特定建設共同企業体にあつては国家資格を有する者を、経常建設共同企業体にあつては原則として国家資格を有する者を、それぞれ請負金額にかかわらず専任で設置すべきです。（監理技術者制度運用マニュアル）

- ◆ 共同企業体の施工する工事における施工体制台帳等の作成者と記載対象



建設業法で定める標識について

建設業法では、建設業の営業又は建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにするため、建設業者に対し、その店舗及び建設工事（発注者から直接請け負ったものに限る。）の現場ごとに、**公衆の見やすい場所**に標識を掲げることを義務づけています。（法第40条）

● 建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

建設業の許可票				
商号又は名称	サンポート工業株式会社			
代表者の氏名	代表取締役 ○○ ○○			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日	
特定建設業	土木工事業	国土交通大臣 知事 許可（特－3）第00000号	令和 3年 4月 1日	
特定建設業	とび・土工工事業	国土交通大臣 知事 許可（特－3）第00000号	令和 3年 4月 1日	
特定建設業	舗装工事業	0号	令和 3年 4月 1日	
一般建設業	建築工事業	0号	令和 3年 4月 1日	
この店舗で営業している建設業	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業			

許可年月日は、建設業許可通知書に記載された許可の有効期間の開始の日です。

専任技術者を配置した営業所ごとの許可業種を記載します。その他の項目については本店、営業所ともに共通です。

縦35cm×横40cm以上とする

● 建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票				
商号又は名称		サンポート工業株式会社		
代表者の氏名		代表取締役 ○○ ○○		
主任技術者の氏名	専任の有無	土木 太郎	専任	
資格名	資格者証交付番号	1級土木施工管理技士	第00000000000号	
一般建設業又は特定建設業の別		特定建設業		
許可を受けた建設業		土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業		
許可番号		国土交通大臣 知事	許可（特－3）第00000号	
許可年月日		令和 3年 4月 1日		

縦25cm×横35cm以上とする。

記載要領

「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載。「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合には、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載。「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号八又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載。「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第5項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載。「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載。「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消す。

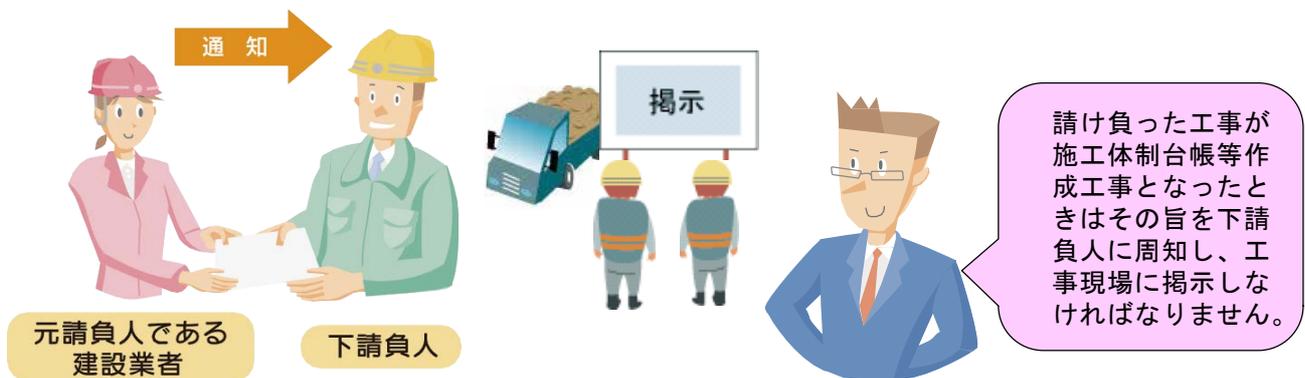
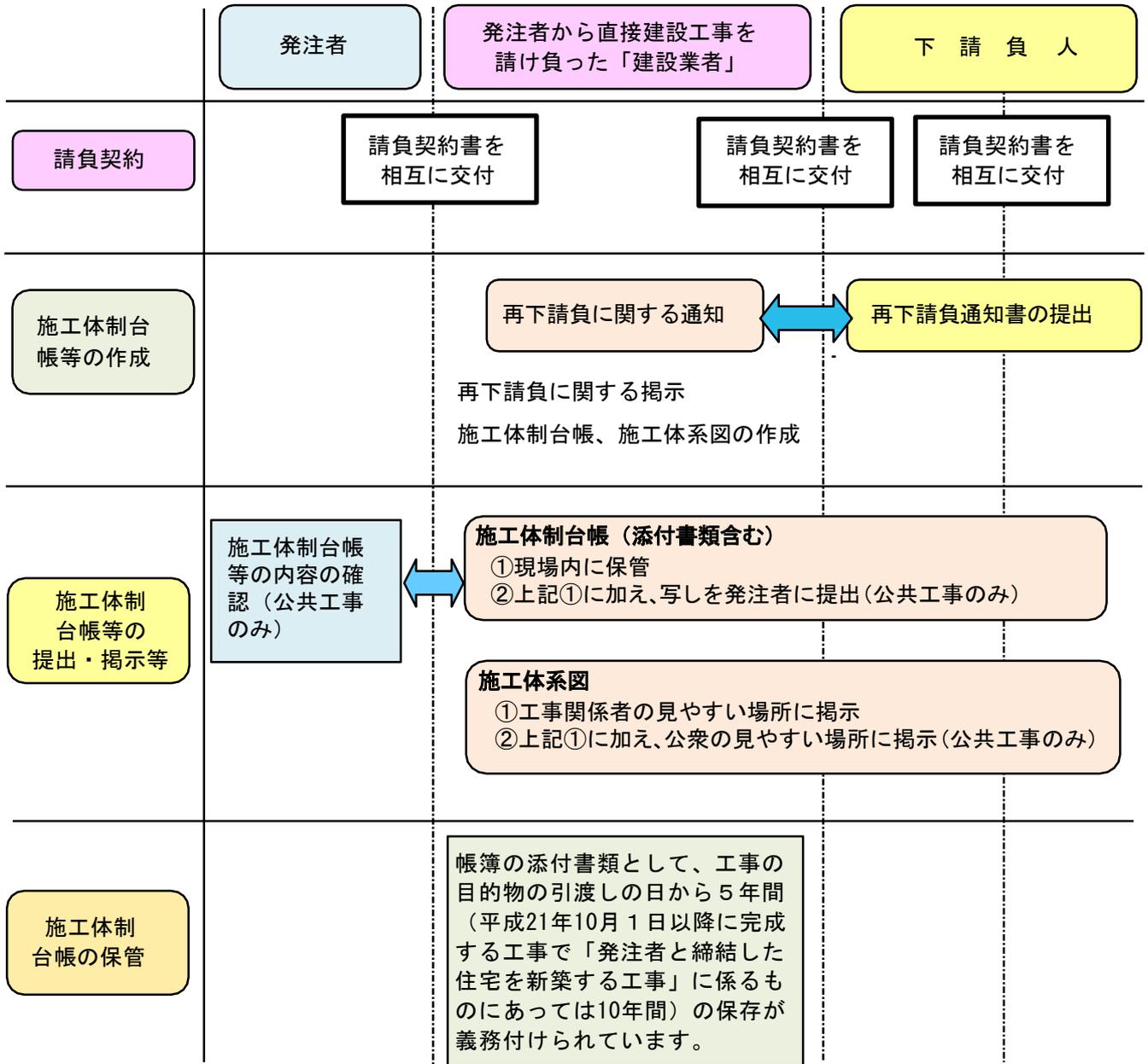
● デジタルサイネージの活用について

以下(1)～(3)の要件を満たす場合には、デジタルサイネージ等ICT機器を活用することも可能です。

- (1) 公衆が必要なときに標識を確認できるものであること。
- (2) 当該デジタルサイネージ等において標識を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない。）。
- (3) 施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が標識を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、デジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で標識の閲覧が可能であることを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で標識を閲覧する措置を講じることができることとする。

施工体制台帳等の作成義務について 1

公共工事においては発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結したとき※、民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。以下同じ。）においては発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が4,500万円（建築一式工事にあつては、7,000万円）以上となったときには、施工体制台帳及び施工体系図（以下、「施工体制台帳等」という。）を作成しなければなりません。（法第24条の8第1項）



※入札契約適正化法の改正に伴い、H27. 4. 1以降公共工事については下請契約の金額の如何に関わらず、施工体制台帳等の作成等が義務付けられています。

● 施工体制台帳の整備



施工体制台帳

- だれが** 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者
- いつ** 公共工事においてはその工事を施工するために下請契約を締結した時点。民間工事においては下請契約の請負代金の総額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となった時点
- なにを** 下請負人から提出された再下請負通知書等に基づき施工体制台帳を整備
- なぜ** 建設工事を適正に施工するため（建設業法により義務付けられています）
- どうする** 民間工事では発注者から請求があったときは、施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければなりません（法第24条の8第3項）
公共工事では施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければなりません（入札契約適正化法第15条第2項）

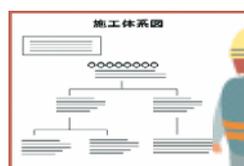
公共工事の受注者は、発注者から当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときはこれを受けを拒んではいけません。（入札契約適正化法第15条第3項）

● 施工体系図の整備

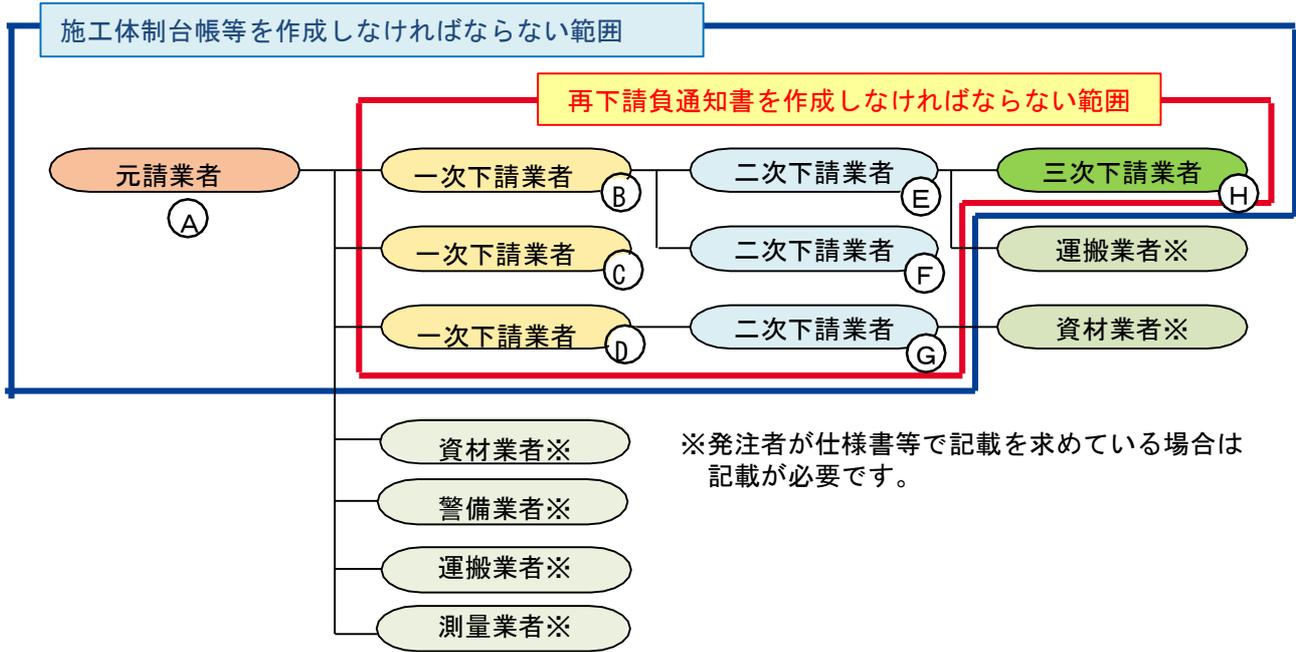
- だれが** 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者
- いつ** 公共工事においてはその工事を施工するために下請契約を締結した時点。民間工事においては下請契約の請負代金の総額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となった時点
- なにを** 当該建設工事に係るすべての建設業者名、技術者名等を記載し工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成
- なぜ** ①下請業者も含めた全ての工事関係者が建設工事の施工体制を把握するため
②建設工事の施工に対する責任と工事現場における役割分担を明確にするため
③技術者の適正な配置の確認のため
- どうする** 民間工事は工事関係者が見やすい場所に掲げなければなりません（法第24条の8第4項）
公共工事は工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければなりません（入札契約適正化法第15条第1項）

掲示については、以下要件を満たす場合、デジタルサイネージ等ICT機器を活用することも可能です。

- ①工事関係者が必要なときに施工体系図を確認できるものであること。
 - ②当該デジタルサイネージ等において施工体系図を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること（画面の内外は問わない。）。
 - ③施工の分担関係を簡明に確認することが可能な画面サイズ、輝度、文字サイズ及びデザインであること（必要な場合には施工体系図を分割表示も可能）
 - ④一定時間で画面が自動的に切り替わり、画面操作が可能ではない方式（スライドショー方式）のデジタルサイネージ等を使用する場合には、施工体系図の全体を確認するために長時間を要しないものであること。
- 公共工事については、さらに以下2要件を満たす必要があります。
- ⑤公衆が必要なときに施工体系図を確認できるものであること。
 - ⑥施工時間内のみならず施工時間外においても公衆が施工体系図を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れること等により画面表示ができるものであること。工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においてはデジタルサイネージ等の周囲にインターネット上で施工体系図の閲覧が可能である旨を掲示することを条件に、施工時間外は、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で施工体系図を閲覧する措置を講じることが可能。



● 施工体制台帳等の作成範囲

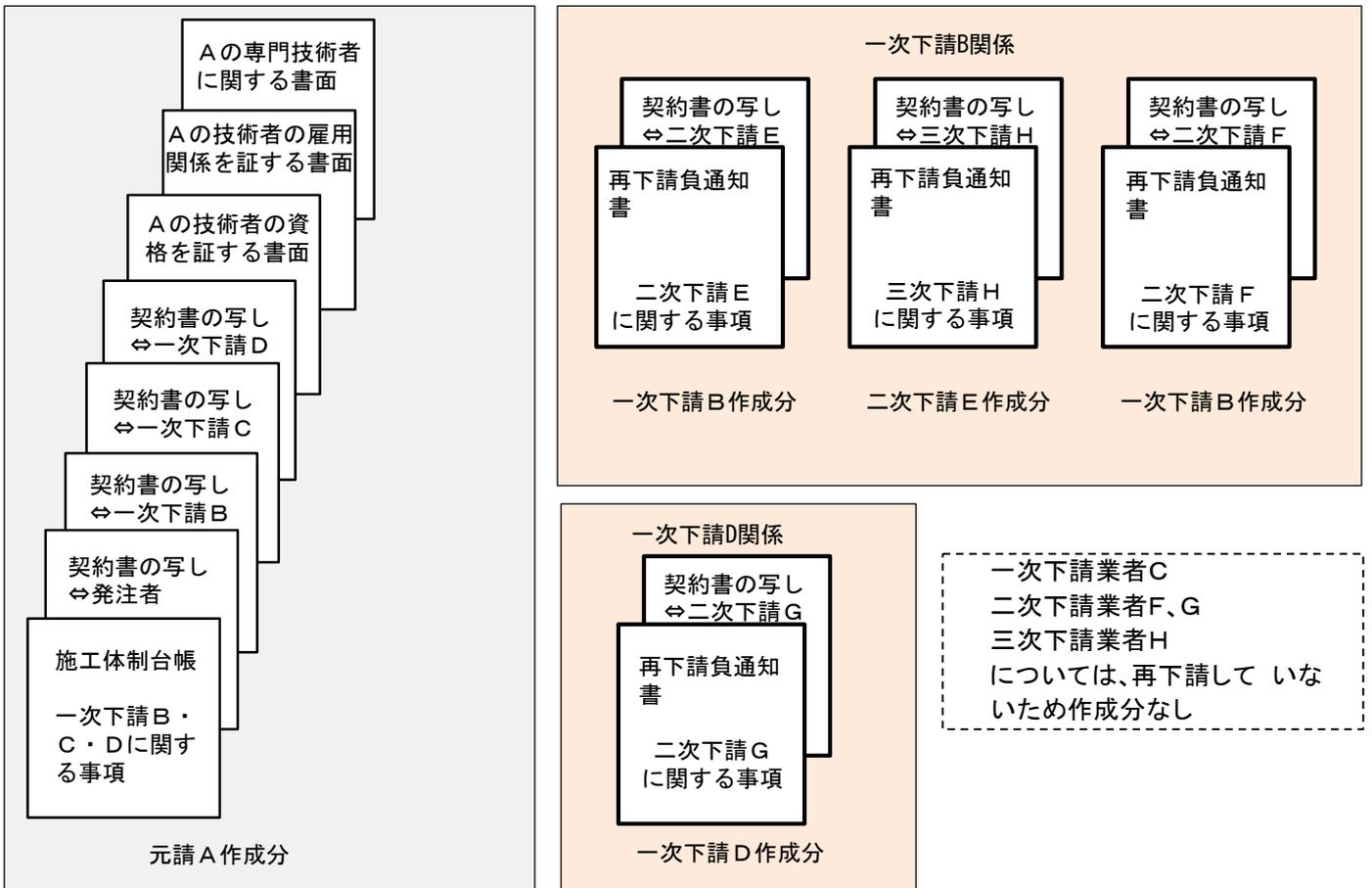


● 施工体制台帳の構成

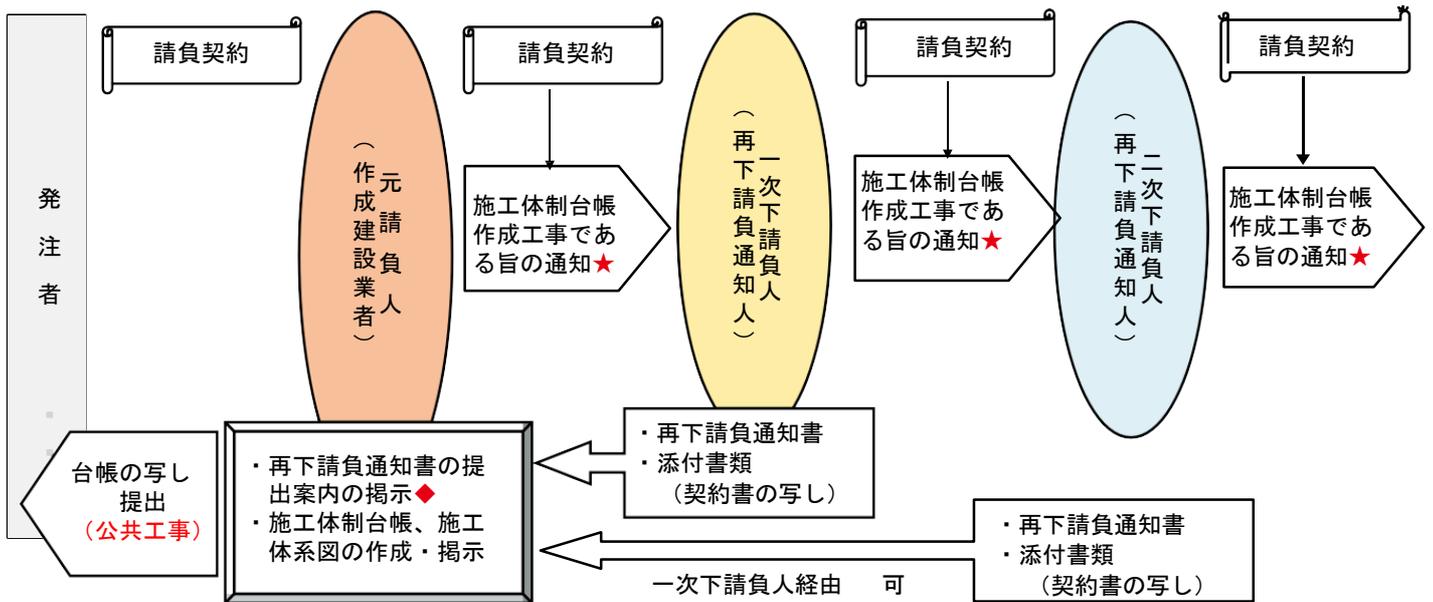
- ①元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類
- ②再下請負通知書の記載事項と添付書類



①②を合わせた全体で施工体制台帳となります。



● 施工体制台帳等作成のフロー図



★ 再下請負通知する旨の通知 (例)

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

① この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

② 貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し通知して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの通知が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号 ○○建設（株）
 再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション／△△営業所

◆ 再下請負通知する旨の掲示 (例)

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション／△△営業所まで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を提出して下さい。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

○○建設（株）

● 施工体制台帳の記載内容と添付書類（規則第14条の2～第14条の5）

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者である元請負人は、元請負人に関する事項を施工体制台帳に記載するとともに、一次下請負人に関する事項を添付すべき書類の提出を求め、作成しなければなりません。

また、下請負人から提出のあった、再下請負通知書及び添付書類をとりまとめなければなりません。

下請負人（一次下請以降）が再下請を行う場合は、再下請負通知書に記載すべき内容を明記のうえ添付すべき書類と併せて元請負人に提出しなければなりません。

★変更があったとき

作成した施工体制台帳や再下請負通知書の記載事項又は添付書類について変更があったときは、遅滞なく、変更があった年月日を付記し、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければなりません。

	施工体制台帳に記載すべき内容	施工体制台帳に添付すべき書類
元請	<p>☆元請負人に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設業許可の種類 ○健康保険等の加入状況 ○請け負った建設工事の名称、内容、工期及び契約年月日 ○発注者の商号等及び住所 ○当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地 ○発注者の監督員（置く場合） ○現場代理人の氏名（置く場合） ○配置予定技術者の氏名と資格内容 ○建設工事の従事者に関する事項 ○外国人建設就労者等の従事状況 ○下請契約を締結した営業所の名称及び所在地 <p>★一次下請負人に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●商号等及び住所 ●建設業許可番号（建設業者の場合）及び請け負った建設工事に係る建設業許可の種類 ●健康保険等の加入状況 ●下請契約した建設工事の名称、内容、工期及び契約年月日 ●注文者の監督員（置く場合） ●現場代理人の氏名（置く場合） ●配置予定技術者の氏名と資格内容 ●建設工事の従事者に関する事項 ●外国人建設就労者等の従事状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発注者との契約書の写し ○ 下請負人との契約書の写し（注文書・請書及び基本契約書又は約款等の写し） ○ 元請の配置技術者等が資格を有することを証する書面（監理技術者資格者証、合格証明書等） ○ 元請の配置技術者の雇用関係を証明できるものの写し（健康保険証等の写し）

	再下請負通知書に記載すべき内容	再下請負通知書に添付すべき書類
下請	<p>★一次下請負人に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●商号等及び住所、建設業許可番号（建設業者の場合） ●請け負った建設工事の名称、注文者の商号等、契約年月日 <p>◆再下請負人に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●商号等及び住所 ●建設業許可番号（建設業者の場合）及び請け負った建設工事に係る建設業許可の種類 ●健康保険等の加入状況 ●下請契約した建設工事の名称、内容、工期及び契約年月日 ●注文者の監督員（置く場合） ●現場代理人の氏名（置く場合） ●配置予定技術者の氏名と資格内容 ●建設工事の従事者に関する事項 ●外国人建設就労者等の従事状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再下請負人との契約書の写し（注文書・請書及び基本契約書又は約款等の写し）

■建設業許可の内容は「建設業許可通知書」の写し等で確認できます。

公共工事においては、再下請負通知書に添付される書類は、請負代金の額が記載されていなければなりません。

工事の目的物の引渡しを行うまでは、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければなりません。

施工体制台帳の一部は、法第40条の3の「帳簿」の添付書類として添付しなければならないこととされています。（規則第26条第2項第3号、p. 34参照）

この「帳簿」への添付が必要な部分は、次の事項が記載された部分で、工事の目的物の引渡しの日から**5年間**（平成21年10月1日以降に完成する工事で「発注者と締結した住宅を新築する建設工事」に係るもの）**あっては10年間** **保存**（p. 19参照）が必要となります。（規則第28条）

- ① 監理技術者等の氏名・資格
- ② 下請業者の名称・許可番号等
- ③ 下請工事の内容及び工期
- ④ 下請業者の主任技術者等の氏名・資格



施工体制台帳

施工体制台帳の記載例 1

令和3年 4月 1日

施工体制台帳（作成例）

作成建設業者の商号又は名称

この工事を担当する事業所名

作成建設業者が受けている建設業許可をすべて記入（業種は略称でも可）

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工事名称とその工事の具体的な内容

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期

発注者と契約を締結した作成建設業者の営業所

一次下請と契約を締結した作成建設業者の営業所

区分：発注者と契約締結した作成建設業者の営業所及び、一次下請と契約を締結した作成建設業者の営業所についてそれぞれ記入

営業所の名称：元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記入

健康保険・厚生年金保険：事業所整理記号及び事業所番号を記入

一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業者番号を記入 ※健康保険の健康保険組合にあっては組合名

雇用保険：労働保険番号を記入継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記入

一次下請を監督するために作成建設業者が監督員を置いた場合、その氏名

作成建設業者が現場代理人を置いた場合、その氏名

作成建設業者が置いた監理技術者等の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印

[会社名・事業者ID] サンポート工業株式会社 1234567897654
[事業所名・現場ID] ○○道路建設作業所 98765432101234

施工体制台帳を作成又は変更した日付

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日	
	土木、とび・土工、舗装	大臣 特定 知事 一般	第99999号	令和X年X月X日
	建築 工事業	大臣 特定 知事 一般	第99999号	令和Y年Y月Y日

工事名称及び工事内容	○○道路改良工事 土工一式（土工1,500、擁壁50m、舗装工1,000）		
発注者名及び住所	国土交通省 四国地方整備局 △△河川国道事務所 △△県○○市○○町1-2		
工期	自	令和X年 X月 X日	契約日
	至	令和Y年 Y月 Y日	

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約	本社	高松市x x町1-1
	下請契約	鳴門支店	鳴門市△△町2-2

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
	元請契約	本社	XXXX	XXXX	X-XX-X		
	下請契約	鳴門支店	YYYY	YYYY	Y-YY-Y		

発注者の監督員名	発注元	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
監督員 (※)	築港 工事	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
現場代理人名 (※)	建設 一郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任 土木 太郎	資格内容	1級土木施工管理技士
監理技術者 補佐名(※)	豊田 次郎	資格内容(※)	1級土木施工管理技士
専門技術者名 (※)		専門技術者名 (※)	
資格内容 (※)		資格内容 (※)	
担当工事 内容(※)		担当工事 内容(※)	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有	無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有	無

監理技術者

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければなりません。

- 営業所の専任技術者は原則として現場の監理技術者等にはなれません。
- 専任の監理技術者は監理技術者資格者証を携帯しなければなりません。
- 請負代金の額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の場合には元請負人、下請負人の区別なく専任が求められます。（戸建ての個人住宅等の工事を除く）

施工体制台帳の記載例 2

《下請負人に関する事項》

会社名・ 事業者ID	瀬戸内建設株式会社 98765432109876	代表者名	瀬戸内 一郎
住所	××県〇〇市〇〇3-3		
工事名称 及び 工事内容	〇〇道路改良工事 擁壁工事		
工期	自 令和A年 A月 A日	契約日	令和C年 C月 C日
	至 令和B年 B月 B日		

下請負人の商号又は名称

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	とび・土工 工事業	大臣 特定知事 一般 第88888号	令和D年 D月 D日
	工事業	大臣 特定知事 一般 第 号	年 月 日

下請負人が受けている建設業許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		本社	ZZZZ	ZZZZ	Z-ZZ-Z

営業所の名称：下請負人の請負契約に係る営業所の名称を記入

健康保険・厚生年金保険：下請負人の事業所整理記号及び事業所番号を記入

一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業者番号を記入

※健康保険の健康保険組合にあっては組合名

雇用保険：下請負人の労働保険番号を記入

継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記入

現場代理人名 (※)	擁壁 三郎	安全衛生責任者名	法面 二郎
権限及び 意見申出方法	契約書記載のとおり	安全衛生推進者名	法面 二郎
主任技術者名	専任 擁壁 三郎 非専任	雇用管理責任者名	瀬戸内 一郎
資格内容	1級土木施工管理技士	専門技術者名 (※)	
		資格内容(※)	
		担当工事内容 (※)	

下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印

主任技術者の資格を具体的に記入

下請負人が置いた場合、その氏名

安全衛生責任者、安全衛生推進者：(労働安全衛生法)

雇用管理責任者：(建設雇用改善法)

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

主任技術者

建設業者は、その許可を受けた工事の施工にあっては、下請であっても、その請け負った金額が少額であっても、全ての現場に主任技術者を置かなければなりません。

○営業所の専任技術者は原則として現場の主任技術者にはなれません。

専門技術者

一式工事を施工する場合において、当該一式工事を構成する各専門工事を施工する場合、また、許可を受けた建設業に係る建設工事の附帯工事を施工する場合は、その専門工事の総額が軽微な工事となる場合を除き、該当する建設業の許可を持っている業者と下請契約を締結して施工する必要がありますが、許可の無い専門工事を自ら施工しようとする場合は、当該工事に関し専門技術者を工事現場に置かなければなりません。

○資格の要件は主任技術者と同じです。

○資格の要件が備わっていれば監理技術者等が兼任できます。

注 意

- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくてもかまいません。
- 部分は建設業法で定められた記載事項です。
- (※)印部分は、置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
- 「権限及び意見申出方法」の欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載したうえで書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。

再下請負通知書の記載例 1

一次下請負人である
 瀬戸内建設(株)(再下請負通知人)が(有)讃岐型枠(再下請負人)との下請契約の内容を報告する場合

二次下請負人である

再下請負通知書を作成又は変更した日付

令和3年 4月 1日

再下請負通知書(作成例)

直近上位
 注文者名 サンポート工業株式会社

再下請負通知人が請け負った建設工事の作成建設業者の商号又は名称

再下請負通知人が請け負った建設工事の注文者の商号又は名称

【報告下請負業者】

住 所 ××県○○市○○3-3

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容

元請名称・ 事業者ID	サンポート工業株式会社 12345678987654
----------------	-------------------------------

再下請負通知人の商号又は名称

会社名・
事業者ID 瀬戸内建設株式会社
98765432109876

代表者名 瀬戸内 一郎

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期

《~~自社~~に関する事項》

再下請負通知人が受けている建設業許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

工事名称及び 工事内容	○○道路改良工事 擁壁工事		
工 期	自 令和A年 A月 A日 至 令和B年 B月 B日	注文者との 契約日	令和C年 C月 C日

営業所の名称：再下請負通知人の請負契約に係る 営業所の名称を記入

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
	とび・土工 工事業 大臣 特定 知事 一般	第88888号	平成D年D月D日
	工事業 大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険・厚生年金保険：再下請負通知人の事業所整理記号及び事業所番号を記入
 一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業者番号を記入
 ※健康保険の健康保険組合にあっては組合名

健康保険等 の加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称 本社	健康保険 ZZZZ	厚生年金保険 ZZZZ

雇用保険：再下請負通知人の労働保険番号を記入
 継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記入

監督員名 (※)		安全衛生責任者名 (※)	法面 二郎
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名 (※)	法面 二郎
現場代理人名	擁壁 三郎	雇用管理責任者名	瀬戸内 一郎
権限及び 意見申出方法	契約書記載のとおり	専門技術者名 (※)	
主任技術者名 (※)	専任 擁壁 三郎 非専任	資格内容 (※)	
資格内容	1級土木施工管理技士	担当工事内容 (※)	

再下請負人を監督するために再下請負通知人が監督員を置いた場合、その氏名

再下請負通知人が現場代理人を置いた場合、その氏名

再下請負通知人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

現場代理人

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、監理技術者等との密接な連携が適正な施工を確保する上で必要不可欠です。なお、監理技術者等と現場代理人はこれを兼ねることができます。

また、現場代理人を選任した場合にはその権限に関する事項などを書面により注文者に通知しなければなりません。(法第19条の2第1項)

なお、建設業法では現場代理人に関する職務や選任についての特段の規定はありません。

再下請負通知書の記載例 2

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告する

再下請負人の商号又は名称

会社名 ・事業者ID	有限会社 讃岐型枠 99999999999999	代表者名	讃岐 太郎
住所 電話番号	××県〇〇市〇〇4-4		
工事名称 及び 工事内容	〇〇道路改良工事 型枠工事		
工期	自 令和 a 年 a 月 a 日 至 令和 b 年 b 月 b 日	契約日	令和 C 年 C 月 C 日

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	とび・土工 工事業	大臣 特定 知事 一般	第 77777 号 平成 D 年 D 月 D 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号 年 月 日

再下請負人が受けている建設業許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		本社	ZZZZ	ZZZZ	Z-ZZ-Z

営業所の名称：再下請負人の請負契約に係る営業所の名称を記入

健康保険・厚生年金保険：再下請負人の事業所整理記号及び事業所番号を記入
一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業者番号を記入
※健康保険の健康保険組合にあっては組合名

雇用保険：再下請負人の労働保険番号を記入
継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記入

現場代理人名 (※)	三豊 次郎	安全衛生責任者名 (※)	三豊 次郎
権限及び意見申出方法	契約基本約款のとおり	安全衛生推進者名 (※)	三豊 次郎
主任技術者名	専任 三豊 次郎 非専任	雇用管理責任者名	讃岐 太郎
資格内容	実務経験(10年)	専門技術者名 (※)	
		資格内容 (※)	
		担当工事内容 (※)	

再下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印

主任技術者の資格を具体的に記入

再下請負人が置いた場合、その氏名

安全衛生責任者、安全衛生推進者：(労働安全衛生法)

雇用管理責任者：(建設雇用改善法)

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

再下請負通知書の添付書類

再下請負通知人と再下請人が締結した契約書の写し

- 資格内容(主任技術者及び専門技術者)**
- 1) 1・2級施工管理技士等の国家資格者 (p. 48~50参照)
 - 2) 下記の実務経験を有する者 (p. 46~47参照)
 - ①高等学校の指定学科卒業後 5年以上
 - ②高等専門学校の指定学科卒業後 3年以上
 - ③大学の指定学科卒業後 3年以上
 - ④上記以外の学歴の場合 10年以上

一号特定技能外国人、外国人建設就労者、外国人技能実習生の記載方法

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能の在留資格を決定された者(一号特定技能外国人)、同表の技能実習の在留資格を決定された者(外国人技能実習生)及び同法別表第一の五の表の特定活動の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(外国人建設就労者)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

作業員

(令和3年 4月 1日作成)

事業所の名称 ○○道路改良工事建設作業所
 ・現場ID 33333333333333
 所長名 建設 太郎

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

番号	ふりがな	職種	※	生年月日	健康保険	
	氏名			年齢	年金保険	
	技能者ID				雇用保険	
1	ようへき さぶろう	とび工	現 主	S40年 5月 1日	○○健康保険組合	
	擁壁 三郎				厚生年金	
	11111111111111			55歳		1234
2	のりめん じろう	とび工	安	S41年 7月 1日	○○健康保険組合	
	法面 二郎				厚生年金	
	22222222222222			54歳		2345
3	かがわ いちろう	とび工	職	S42年 8月 1日	○○健康保険組合	
	香川 一郎				厚生年金	
	33333333333333			53歳		3456
4	とくしま じろう	とび工	再	S45年 9月 1日	○○健康保険組合	
	徳島 二郎				厚生年金	
	44444444444444			50歳		4567

作業員名簿関係

- ①建設業法施行規則第14条の2第2号子及び第4号子の「建設工事に従事する者」は、建設工事に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などに従事する者については、必ずしも記載する必要はない。
- ②「中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別」は、建設業退職金共済制度又は中小企業退職金共済制度への加入の有無を記入すること。

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- 現 …現場代理人 作 …作業主任者（(注) 2.） 女 …女性作業員
- 未 …18歳未満の作業員 主 …主任技術者 職 …職 長
- 安 …安全衛生責任者 能 …能力向上教育 再 …危険有害業務・再発防止教育
- 習 …外国人技能実習生 就 …外国人建設就労者 1特 …1号特定技能外国人

- (注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。
- (注) 3. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。
- (注) 4. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。
- (注) 5. 資格・免許等の写しを添付すること。
- (注) 6. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

名 簿

元請 確認欄	
-----------	--

提出日 令和3年 4月 1日

一次会社名 瀬戸内建設株式会社
・事業者ID 98765432109876

(次)会社名
・事業者ID

建設業退職金 共済制度	教育・資格・免許			入場年月日
中小企業退職金 共済制度	雇入・職長 特別教育	技能講習	免許	受入教育 実施年月日
	雇入時教育 職長教育 安全衛生責任者教育			R3年 4月 1日
有				R3年 4月 1日
	雇入時教育 職長教育 安全衛生責任者教育			R3年 4月 1日
有				R3年 4月 1日
	雇入時教育 職長教育 安全衛生責任者教育			R3年 4月 1日
有				R3年 4月 1日
	雇入時教育 建設用リフト			R3年 4月 1日
有				R3年 4月 1日

③「安全衛生に関する教育の内容」は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定されている、職長等の職務に新たに就くことになったものが受けることとされている安全又は衛生のための教育や、労働者を雇い入れたときに行うその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育についての受講状況等を記載すること（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）。

④「建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格」は登録基幹技能者資格やその他の施工に係る各種検定について有している資格を記載すること（例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士）。なお、本項目については、各技能者の有する技能を記載することで適正な処遇の実現の一助とするものであり、記載を望まない者に対して記載を求める性質のものではないことから、任意の記載項目となっていることに留意すること。

- (注) 7. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
- (注) 8. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。
- (注) 9. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
- (注) 10. 安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
- (注) 11. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。
- (注) 12. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

施工体系図(作成例)

発注者名	国土交通省 四国地方整備局 △△河川国道事務所
工事名称	〇〇道路改良工事

一次下請を監督するために作成建設業者が監督員を置いた場合、その氏名

元請名・事業者ID	サンポート工業(株) 12345678987654
(※) 監督員名	築港 工事
監理技術者名 主任技術者名	土木 太郎
監理技術者補佐名	豊田 次郎
(※) 専門技術者名	
(※) 担当工事内容	
(※) 専門技術者名	
(※) 担当工事内容	

作成建設業者が専門技術者を置いた場合、その氏名及び担当する工事の内容

統括安全衛生責任者の指揮を受けて技術的事項を管理する者

(※) 元方安全衛生管理者	
---------------	--

(※) 会長	統括安全衛生責任者
(※)	

(※) 副会長	
(※)	

作成建設業者が統括安全衛生責任者(労働安全衛生法)を置く必要がある場合はその氏名

(現場所長等の工事施工の責任者等)

- ①施工体系図には、現にその請け負った建設工事を施工している下請負人に限り表示すれば足够了。なお、「現にその請け負った建設工事を施工している」か否かは、請負契約で定められた工期を基準として判断します。
- ②施工体系図の掲示は、遅くとも上記①により下請負人を表示しなければならなくなったときまでには行う必要があります。また、工期の進行により表示すべき下請負人に変更があったときには、速やかに施工体系図を変更して表示しておかなければなりません。
- ③施工体系図に表示すべき「建設工事の内容」は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載する必要があります。
- ④施工体系図は、その表示が複雑になり見にくくならない限り、労働安全等他の目的で作成される図面を兼ねるものとして作成して差し支えありません。

— 注意 —

1. 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくてもかまいません。
2. [] 部分は建設業法で定められた記載事項です。
3. (※) 印部分は、置かない場合もあるので、そのときは記載不要です。
4. 下請負人が建設業の許可を受けていない場合は、下請負人に関する「主任技術者」「専門技術者」に係る部分の記載は不要です。

施工体系図の記載例 2

工期	自 令和X年 X月 X日
	至 令和Y年 Y月 Y日

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期

擁壁	会社名・事業者ID	瀬戸内建設(株) 98765432109876	
	代表者名	瀬戸内 一郎	
	許可番号	第88888号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定	
	安全衛生責任者	法面 二郎	(※)
工事	主任技術者	擁壁 三郎	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無	
	専門技術者		(※)
	担当工事内容		(※)
工期	令和A年A月A日～令和B年B月B日		

型枠	会社名・事業者ID	(有)讃岐型枠 99999999999999	
	代表者名	讃岐 太郎	
	許可番号	第77777号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定	
	安全衛生責任者	三豊 次郎	(※)
工事	主任技術者	三豊 次郎	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無	
	専門技術者		(※)
	担当工事内容		(※)
工期	令和a年a月a日～令和b年b月b日		

盛土	会社名・事業者ID	盛土建設(株) 45678912304569	
	代表者名	盛土 一郎	
	許可番号	第55555号	
	一般 / 特定の別	一般 / 特定	
	安全衛生責任者	土木 正	(※)
工事	主任技術者	土木 正	
	特定専門工事の該当	有 ・ 無	
	専門技術者		(※)
	担当工事内容		(※)
工期	令和x年x月x日～令和z年z月z日		

工事	会社名・事業者ID		
	代表者名		
	許可番号		
	一般 / 特定の別	一般 / 特定	
	安全衛生責任者		(※)
工事	主任技術者		
	特定専門工事の該当	有 ・ 無	
	専門技術者		(※)
	担当工事内容		(※)
工期	年 月 日 ～ 年 月 日		

統括安全衛生責任者が選任された場合に、下請負人は安全衛生責任者を選任しなければなりません

検査・引渡し等について

下請負人が請け負った建設工事を完成した場合にあっては、当該建設工事に係る元請負人の検査、工事目的物の引渡しを経て、工事代金の請求・支払となりますが、元請負人がいつまでも検査を行わず、完成した目的物の引渡しを受けないときは、下請負人は、下請代金の支払を受けることができないばかりでなく、完成した工事目的物の保管責任を負わされ、不測の損害をこうむるおそれがあります。

そのため、建設業法では、元請負人に対しては、竣工検査の早期実施及び工事目的物の速やかな受領が義務付けています。

◆ 工事完成の通知を受けてから、検査を完了するまでの期間

下請負人から工事完成の通知を受けたときは、元請負人は、当該通知を受けた日から**20日以内で、かつ、できる限り短い期間内**にその完成を確認するための検査を完了しなければなりません。（法第24条の4第1項）

◆ 引渡しの申し出があってから、引渡しを受けるまでの期間

検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が引渡しを申し出たときは、元請負人は、当該建設工事の目的物の引渡しを**直ちに**受けなければなりません。（法第24条の4第2項）

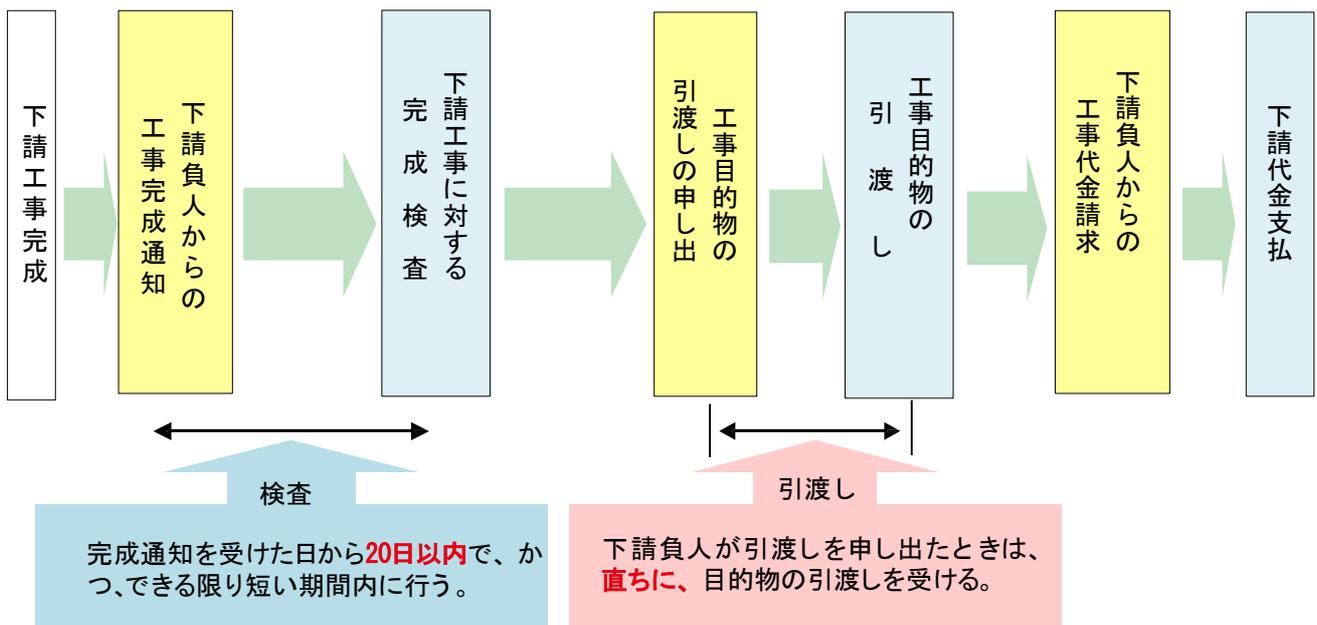
下請負人からの「工事完成の通知」や「引渡しの申し出」は口頭でも足りませんが、後日の紛争を避けるため書面で行うことが適切です。

なお、「建設工事標準下請契約約款」では、以下について規定されています。

- ① 下請負人からの「工事完成の通知」及び「引渡しの申し出」は**書面**によること。
- ② 通知を受けた元請負人は、遅滞なく下請負人の立会のうえ検査を行い、結果を**書面**により通知すること。

また、法第40条の3に規定されている帳簿の記載事項として、以下のように定められています。

- 3 下請契約に関する以下の事項
- (4) 下請工事の完成を確認するための検査の完了日
 - (5) 下請負人から目的物の引渡しを受けた年月日 (p. 34参照)



下請代金の支払について

下請代金が適切に支払われなければ、下請負人の経営の安定が阻害されるだけでなく、ひいてはそれが手抜き工事、労災事故等を誘発し、建設工事の適正な施工の確保が困難になりかねません。

そのため、建設業法では、下請代金の支払の遅延を防止し、公正な取引を確保するために、下請代金の支払方法等について、次のような規定を定めています。

◆ 注文者の支払を受けてから下請業者に支払うまでの日数

元請負人は注文者から出来形部分に対する支払又は竣工払を受けたときは、支払の対象となった建設工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を当該支払を受けた日から **1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければなりません。**（法第24条の3第1項）

下請代金の支払は、出来高払又は竣工払のいずれの場合においても、できる限り早期に行うことが必要です。

1月以内という支払期間は、毎月一定の日に代金の支払を行うことが多いという建設業界の商慣習を踏まえて定められたものですので、1月以内であれば何時でもよいという意味ではありません。

◆ 前払金（中間前金払）の支払を受けたとき

元請負人は注文者から前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。（法第24条の3第2項）

特に、公共工事においては、発注者（下請契約における注文者を除く。）からの前金払は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず前払金制度の趣旨を踏まえ、受注者に対して相応する額を、速やかに現金で前金払するよう十分な配慮をしなければなりません。（「建設産業における生産システム合理化指針について」平成3年2月5日 建設省経構発第2号）

◆ 引渡し申し出があったから支払を行うまでの日数（特定建設業者）

特定建設業者は、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、工事完成の確認後、下請負人（特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上の法人は除く。）から工事目的物の引渡し申し出があったときは、**申出の日から起算して50日以内を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内に**下請代金を支払わなければなりません。（法第24条の6第1項）

支払期日の定めがない場合は、引渡し申し出があった日が支払期日とみなされます。（法第24条の6第2項）

特定建設業者は、下請代金の支払について、法第24条の3第1項（出来高払や竣工払を受けた日から1月以内）と法第24条の6第1項（引渡し申し出の日から50日以内）の両方の義務を負いますが、いずれか早く到来した日が支払期日となります。

◆ 支払方法

下請代金の支払は、できる限り**現金払**としてください。（建設業法令遵守ガイドライン）

下請代金のうち**労務費に相当する部分**については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければなりません。（法第24条の3第2項）

◆ 手形

特定建設業者は、下請負人が資本金4,000万円未満の一般建設業者である場合、下請代金の支払に当たって一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはなりません。（法第24条の6第3項）

手形期間120日を超える長期手形を交付した場合は、「割引を受けることが困難である手形の交付」と認め場合があり、その場合には建設業法第24条の6第3項に違反します。

元請負人が特定建設業者か一般建設業者かを問わず、下請代金を手形等で支払う場合には、割引料等のコストについて、下請人の負担とすることのないよう、下請代金の額を十分協議して決定してください。手形期間は120日を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努めてください。（建設業法令遵守ガイドライン）

帳簿の備付けについて

建設業者が適正な経営を行っていく上で、自ら締結した請負契約の内容を適切に整理・保存して、その進行管理を行っていくことが重要です。このため、営業所ごとに、定められた事項を記載した帳簿を備え、営業に関する図書とともに一定期間保存することが義務付けられています。（法第40条の3）

この帳簿に関する義務は全ての建設業者を対象とするものであり、民間工事についても、また下請負人となった場合でも請負代金の額にかかわらず目的物の引渡しの日から5年間（平成21年10月1日以降に完成する工事で「発注者と締結した住宅を新築する建設工事」に係るものにあつては10年間。）保存しなければなりません。

また、帳簿には所定の添付書類を添付しなければなりません。その添付書類に帳簿の記載事項が記載されていれば、該当する事項については帳簿への記載を省略できます。なお、電子計算機に備えられたファイルや磁気媒体等に記録され、当該施工体制台帳等を工事現場において出力装置の映像面に表示することが可能であるときは、紙面への表示は求めないとされています。（添付資料も同様、規則第26条第6項及び第7項）

◆ 帳簿の記載事項（規則第26条第1項）

- 1 営業所の代表者の氏名、代表者となった年月日
- 2 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する次の事項
 - (1) 建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - (2) 請負契約を締結した年月日、注文者の名称、住所、建設業許可番号（注文者が建設業者であるとき）
 - (3) 完成検査の検査完了日、目的物の引渡年月日
- 3 発注者（宅地建物取引業者を除く。）と締結した住宅を新築する建設工事の請負契約に関する次の事項
 - (1) 当該住宅の床面積
 - (2) 当該住宅が特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令第3条第1項の建設新築住宅であるときは、2以上の建設業者それぞれの建設瑕疵負担割合の合計に対する当該建設業者の建設瑕疵負担割合の割合
 - (3) 住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券等を発注者に交付しているときは、当該住宅瑕疵担保責任保険法人の名称
- 4 下請契約に関する次の事項（自ら締結したものに限り）
 - (1) 下請負人に請け負わせた建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - (2) 下請負人と建設工事の請負契約を締結した年月日
 - (3) 下請負人の名称、住所、建設業許可番号（下請負人が建設業者であるとき）
 - (4) 下請工事の完成を確認するための検査の完了日、目的物の引渡年月日

特定建設業者※1が一般建設業者※2へ建設工事を下請させた場合以下の事項についても記載が必要となります。

- ① 支払った下請代金の額、支払った年月日及び支払の手段
- ② 下請代金の支払につき手形を交付したときは、その手形の金額、交付年月日、満期
- ③ 下請代金の一部を支払ったときは、その後の下請代金の残額
- ④ 下請負人からの引渡しの申出から50日を経過した場合に発生する遅延利息を支払ったときは、遅延利息の額及び支払年月日

※1 発注者から直接建設工事を請け負った者であるか否かを問いません。（元請工事に限りません。）

※2 資本金額が4,000万円以上である法人を除きます。

◆ 帳簿の添付書類（規則第26条第2項）

- 1 契約書又はその写し
- 2 特定建設業者が一般建設業者へ建設工事を下請させた場合、支払った下請代金の額、支払った年月日及び支払の手段を証明する書類（領収書等）又はその写し
- 3 請け負った建設工事が、施工体制台帳を作成しなければならないものである場合、当該施工体制台帳のうち以下の事項が記載された部分（工事現場における備え置きを終えた後に、必要な部分を抜粋して添付することで足りる。p.23参照）
 - (1) 監理技術者等の氏名及びその有する監理技術者等の資格
 - (2) 監理技術者等以外に専門技術者（p.7参照）を置いた場合は、その者の氏名、その者が管理した建設工事の内容及び有する主任技術者資格
 - (3) 下請負人の名称、建設業許可番号（下請負人が建設業者であるとき）
 - (4) 下請負人に請け負わせた建設工事の内容及び工期
 - (5) 下請負人が工事現場に置いた主任技術者の氏名及びその有する主任技術者資格
 - (6) 下請負人が主任技術者以外に専門技術者（p.7参照）を置いた場合は、その者の氏名、その者が管理した建設工事の内容及び有する主任技術者資格

◆ 保存義務のある営業に関する図書（規則第26条第5項、同28条第2項）

発注者から直接工事を請け負った元請業者は、その施工した工事の瑕疵担保期間を踏まえ、紛争の解決の円滑化に資する書類として、以下の図書の10年間保存が義務付けられています。

- [1] 完成図（工事目的物の完成時の状況を表した図）
- [2] 発注者との打合せ記録（工事内容に関するものであって、当事者間で相互に交付されたものに限る。）
- [3] 施工体系図（法令上、作成義務のある工事に限る。）

元請：特定建設業者の責務について

建設工事の下請負人の法令遵守を徹底するため、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、全ての下請負人に対する指導を適切に行うよう努めなければなりません。（法第24条の7）

① 現場での法令遵守指導の実施

法令の名称	内容
建設業法	下請負人の保護に関する規定、技術者の配置に関する規定等本法の全ての規定が対象とされているが、特に次の項目に注意すること。
	(1) 建設業の許可（第3条）
	(2) 一括下請負の禁止（第22条）
	(3) 下請代金の支払（第24条の3、第24条の6）
	(4) 検査及び確認（第24条の4）
建築基準法	(5) 主任技術者の配置等（第26条、第26条の2）等
	(1) 違反建築の施工停止命令等（第9条第1項、第10項）
宅地造成等規正法	(2) 危害防止の技術基準等（第90条）
	(1) 設計者の資格等（第9条）
労働基準法	(2) 宅地造成工事の防災措置等（第14条第2項、第3項、第4項）
	(1) 強制労働等の禁止（第5条）
	(2) 中間搾取の排除（第6条）
	(3) 賃金の支払方法（第24条）
	(4) 労働者の最低年齢（第56条）
	(5) 年少者坑内労働の禁止及び女性の坑内業務の就業制限（第63条第1号、第64条の2）
職業安定法	(6) 安全衛生措置命令（第96条の2第2項、第96条の3第1項）
	(1) 労働者供給事業の禁止（第44条）
労働安全衛生法	(2) 暴行等による職業紹介の禁止（第63条第1号、第65条第8号）
	危険・健康障害の防止（第98条第1項）
労働者派遣法	建設労働者の派遣の禁止（第4条第1項）

② 下請業者の法令違反に対する是正指導の実施

下請負人への指導は、具体的に違反事実を指摘することにより、下請負人が速やかに是正できるような的確に行う必要があります。

③ 下請業者が是正指導に従わないときの許可行政庁への通知

下請負人が是正指導に従わない場合には、下請負人の許可区分に応じて定められた行政庁へ、その旨を速やかに通報しなければなりません。この通報を怠ると、特定建設業者自身が建設業法での監督処分を受ける場合があります。



下請負人の許可区分 (建設業を営む者)		通報する行政庁
建設業者 (許可業者)	大臣許可	・許可をした地方整備局等 又は ・建設工事が行われている区域を管轄する都道府県知事
	知事許可	・許可をした都道府県知事 又は ・建設工事が行われている区域を管轄する都道府県知事
その他（許可を受けていない者）		・建設工事が行われている区域を管轄する都道府県知事

一括下請負の禁止について

● 建設業法第22条（一括下請負の禁止）

○建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもってするを問わず、一括して他人に請け負わせてはいけません。（第1項）
→ 建設業者とは建設業の許可を受けている者をいいます。

○建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってははいけません。（第2項）
→ 建設業を営む者とは建設業の許可の有無を問わず、全ての建設業を営む者をいいます。

一括下請負は、何次元下請であっても、僅かな請負金額であっても、また、密接な資本関係（親会社が100%出資の子会社に下請させるような場合）であっても、例外なく全て禁止です。（第3項該当を除く）

○第1項又は第2項の規定は、建設工事が「多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの」以外の建設工事である場合において、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は適用しません。（第3項）★
→ 元請負人としての工事現場への技術者の配置等、建設業法のその他の規定により求められるものは必要です。

★「多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの」とは、**共同住宅を新築する建設工事**です。（令第6条の3）
つまり、共同住宅を新築する建設工事にあつては、法第22条第3項の規定は適用されませんので、**一括下請負が全面的に禁止**となっています。

● 入札契約適正化法第14条（一括下請負の禁止）

○**公共工事**については、いかなる理由があっても一括して他人に請け負わせることや請け負うことはできません。（法第22条第3項の規定は、適用しません）
→ この公共工事とは、国・地方公共団体が発注する工事及び入札契約適正化法施行令第1条に列記された特殊法人等が発注する工事をいいます。

一括下請とは？

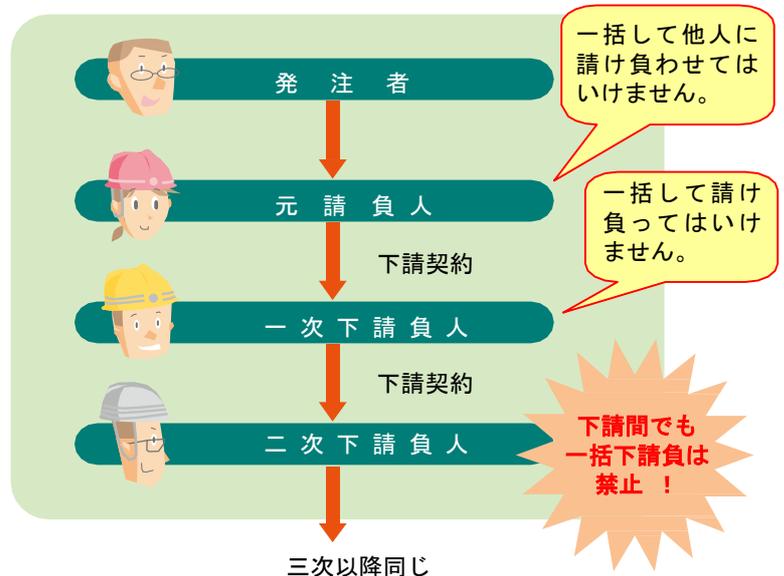
- イ 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
- ロ 請け負った建設工事の一部分であつて、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

上記のイまたはロの場合であつて、請け負わせた側がその下請工事の施工に**実質的に関与**していると認められない場合は、一括下請負に該当します。

実質的に関与とは？

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者、それ以外の建設業者、それぞれ①～⑥に掲げる事項を行うことが必要です。なお、詳細については、「一括下請負の禁止について（平成28年10月14日付け 国土建第275号）」に記載されています。

- ①施工計画の作成
- ②工程管理
- ③品質管理
- ④安全管理
- ⑤技術的指導
- ⑥その他



一括下請負の禁止に違反した建設業者に対しては、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から監督処分（営業停止）が行われます。

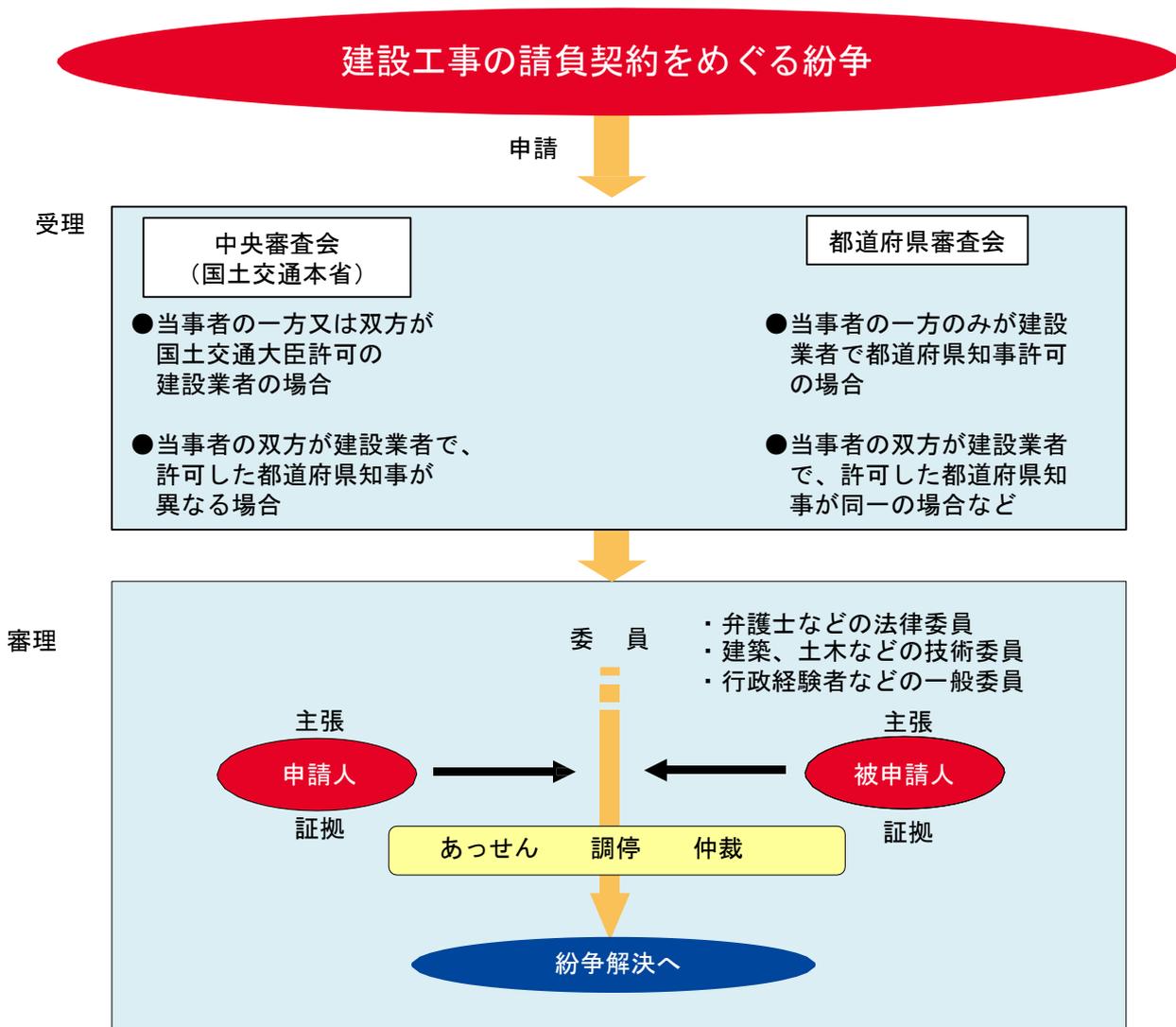
一括下請負は、下請工事の元請負人だけでなく下請負人も監督処分の対象となります。

建設工事紛争審査会について

マイホームの新築注文、土木・建築・設備・電気工事の請負など、建設工事においては、建物等に手抜きや不具合（欠陥）がある、契約したはずの仕様と異なる、請負代金の支払いが滞っているといった原因で紛争が生じることがあります。

建設工事紛争審査会（以下「審査会」といいます。）は、こうした建設工事の請負契約をめぐる紛争につき、専門家による迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、建設業法に基づき、国土交通省（中央審査会）及び各都道府県（都道府県審査会）に設置されています。（法第25条）

審査会は、原則として当事者双方の主張・証拠に基づき、民事紛争の解決を行う準司法機関であって、建設業者を指導監督する機関や技術的な鑑定を行う機関ではありません。また、建設業者の方が審査会へ事件を申請して申請人となった場合、あるいは被申請人となった場合でも、建設業の許可や公共工事の入札等で何ら不利益を被ることはありません。



建設工事紛争審査会事務局

審査会名	担当部局	郵便番号	住所	電話番号
中央	国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 紛争調整官室	100-8918	東京都千代田区 霞が関2-1-3	03-5253-8111 (内24764)
徳島県	県土整備部 建設管理課 振興指導担当	770-8570	徳島県徳島市万代町1-1	088-621-2523 (直)
香川県	土木部 土木監理課 契約・建設業グループ	760-8570	香川県高松市番町4-1-10	087-832-3506 (直)
愛媛県	土木部 土木管理局 土木管理課 建設業係	790-8570	愛媛県松山市一番町4-4-2	089-912-2644 (直)
高知県	土木部 土木政策課 建設業振興担当	780-8570	高知県高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9815 (直)

経営事項審査について

公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければなりません※。この審査を経営事項審査（経審「ケイシン」）といいます。（法第27条の23）

※以下については除外されています。

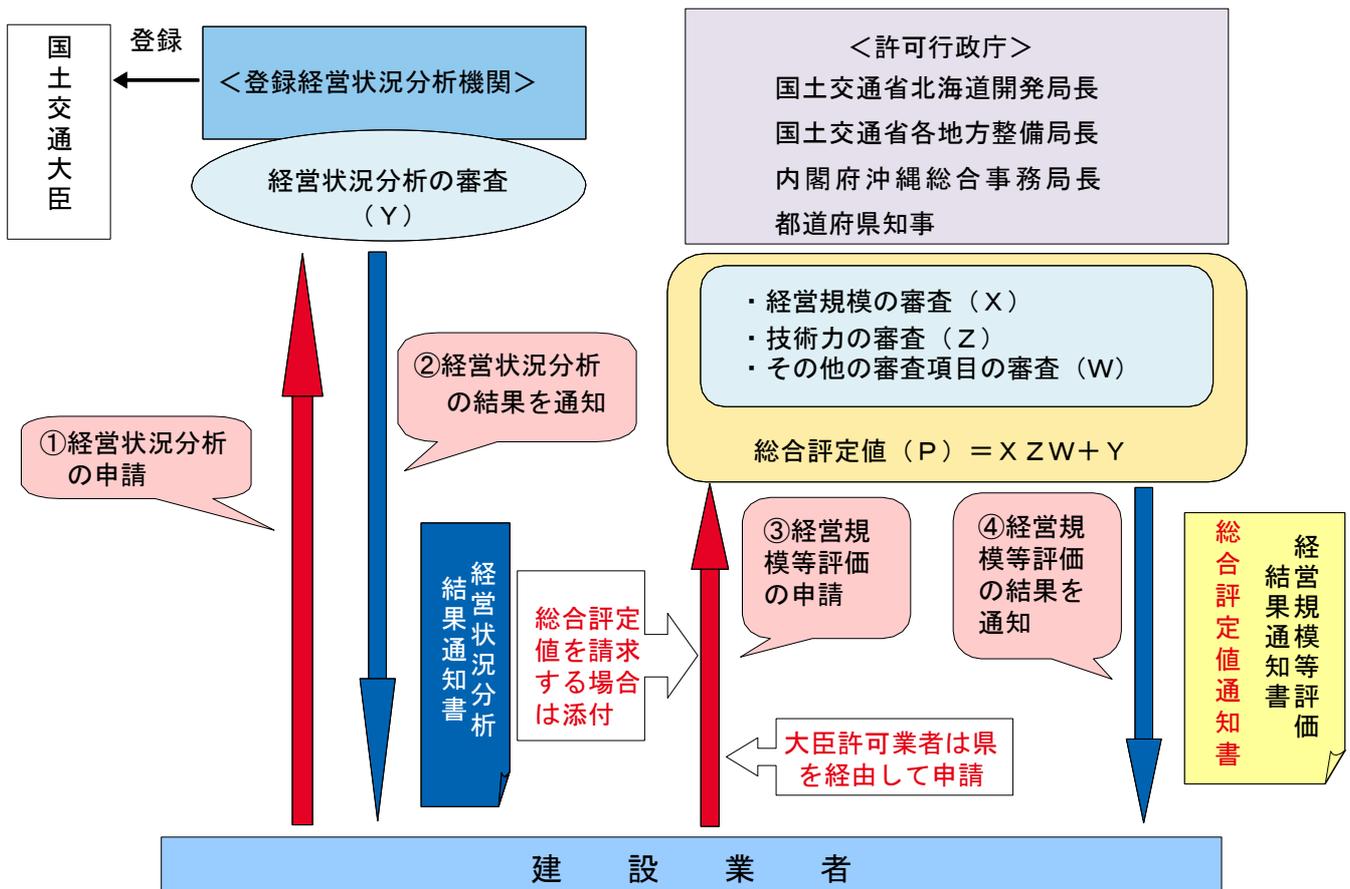
- 1 工事1件の請負代金の額が500万円（建築一式工事である場合にあっては1,500万円）未満の工事
- 2 放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるものによって必要を生じた応急の建設工事
- 3 緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして国土交通大臣が指定する建設工事

経審を受けなければならない公共工事とは、国・地方公共団体が発注する工事はもちろんのこと法人税法別表第一に掲げる公益法人や国土交通省令で定める法人（規則第18条）が発注する工事など数多くの工事が該当します。

経営事項審査は、経営状況分析（Y）と、経営規模等評価（X・Z・W）の事項について、全国一律の数値評価で行われます。経営状況分析は国土交通大臣の登録を受けた経営状況分析機関が審査し、経営規模等評価は建設業の許可行政庁が審査します。

なお、公共工事の発注者は、工事の発注に際して、客観的事項としてこの総合評定値を活用するほか、過去の工事成績、特別な工事の実施状況等の主観的事項についても審査し、判断材料としています。

経営事項審査の手続きの流れ



登録経営状況分析機関については、下記の国土交通省ホームページにて紹介しています。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html

(リンク切れの場合は、

国土交通省HP > 土地・不動産・建設業 > 建設業関係 > 経営事項審査 > 登録経営状況分析機関一覧)

資 料 編

「建設工事の種類」、「許可業種の区分」、「建設工事の内容」、「建設工事の例示」及び「建設工事の区分の考え方」

建設工事の種類 別表第一（上欄）	許可業種の区分 別表第一（下欄）	建設工事の内容 昭和47年3月8日 建設省告示第350号 最終改正 平成29年11月10日 国土交通省告示第1022号	建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 令和2年12月25日 国不建第311号
土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ) 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事
		ロ) くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ) くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事
		ハ) 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ) 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事
		ニ) コンクリートにより工作物を築造する工事	コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事
		ホ) その他基礎的ないしは準備的工事	地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事

※「建設工事の内容」の「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含む。

建設工事の区分の考え方
平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」
最終改正 令和2年12月25日 国不建第311号

●「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。

●上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

●ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

●防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
●ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
●『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

●『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

●『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。

●「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。

●「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。

●『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。

●「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。

●「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。

●『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。

●トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。

●『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

●「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。

●屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。

●屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

●屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

資 料 編

「建設工事の種類」、「許可業種の区分」、「建設工事の内容」、「建設工事の例示」及び「建設工事の区分の考え方」

建設工事の種類 別表第一（上欄）	許可業種の区分 別表第一（下欄）	建設工事の内容 昭和47年3月8日 建設省告示第350号 最終改正 平成29年11月10日 国土交通省告示第1022号	建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 令和2年12月25日 国不建第311号
管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事

※「建設工事の内容」の「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含む。

建設工事の区分の考え方
平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」
最終改正 令和2年12月25日 国不建第311号

●「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空調設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。

●し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

●建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。

●上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

●公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

●「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。

●「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。

●『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土工において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

●『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。

●ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

●『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。

●『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。

●舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。

●人工芝張り付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。

●「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張り付け工事や厨房の天井へのステンレス板張り付け工事等である。

●「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事でも『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。

●下地調整工事及びプラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

●『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。

●防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。

資 料 編

「建設工事の種類」、「許可業種の区分」、「建設工事の内容」、「建設工事の例示」及び「建設工事の区分の考え方」

建設工事の種類 別表第一（上欄）	許可業種の区分 別表第一（下欄）	建設工事の内容 昭和47年3月8日 建設省告示第350号 最終改正 平成29年11月10日 国土交通省告示第1022号	建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」 最終改正 令和2年12月25日 国不建第311号
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設置工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備 設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道などのための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理施設を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

※「建設工事の内容」の「工事」には、補修、改造又は解体する工事を含む。

建設工事の区分の考え方
平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドライン」
最終改正 令和2年12月25日 国不建第311号

- 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。
- 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。
- 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

- 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- 「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。
- 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。
- 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

- 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。
- 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

- 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。
- 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。
- 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。
- 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。
- 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。

- 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
- し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

- 「金属製避難はしご」とは、火災時等にもみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

- 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
- し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

- それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

◆ 営業所専任技術者・現場技術者（監理技術者・主任技術者）となるための要件

・主任技術者 ・一般建設業の営業所の専任技術者	1) 下記の実務経験を有する者※ ①高等学校の指定学科卒業後 5年以上 ②高等専門学校指定学科卒業後 3年以上 ③大学の指定学科卒業後 3年以上 ④上記①～③以外の学歴の場合 10年以上 ⑤技術検定合格後、1級の場合3年以上、2級の場合5年以上 ※指定建設業及び電気通信業は除く 2) 1級及び2級の国家資格者
・監理技術者 ・特定建設業の営業所の専任技術者	指定建設業以外 1) 1級国家資格者 2) 主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上である工事に関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者 3) 1)又は2)と同等以上の能力を有すると認められる者 指定建設業 1) 1級国家資格者 2) 1)と同等以上の能力を有すると認められる者 →国土交通大臣特別認定者【法第15条第2号ハ該当（同号イと同等）】

※学校教育法における短期大学は大学に含まれます。平成28年4月1日より、実務経験の対象範囲に専門学校卒業者の位置づけが明確化されました。（高度専門士が大学卒業相当、専門士が短期大学卒業相当、それ以外の専門学校修了者が高校卒業相当）

◆ 一般建設業の営業所専任技術者となりうる「複数業種に係る実務経験」

下表の許可を受けようとする業種について、8年を超える実務経験と、その他の業種の実務経験とを合わせて12年以上あれば、営業所の専任技術者となり得る資格を有することができます。（規則第7条の3）

許可を受けようとする建設業	実務経験
大工工事業	1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に8年を超える実務の経験を有する者。 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に8年を超える実務の経験を有する者。
とび・土工工事業	1. 土工工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に8年を超える実務の経験を有する者。 2. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に8年を超える実務の経験を有する者。
屋根工事業	建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に12年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に8年を超える実務の経験を有する者。
しゅんせつ工事業	土工工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に12年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に8年を超える実務の経験を有する者。
ガラス工事業	建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に8年を超える実務の経験を有する者。
防水工事業	建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に8年を超える実務の経験を有する者。
内装仕上工事業	1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に8年を超える実務の経験を有する者。 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に8年を超える実務の経験を有する者。
熱絶縁工事業	建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に12年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に8年を超える実務の経験を有する者。
水道施設工事業	土工工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に12年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に8年を超える実務の経験を有する者。
解体工事業	1. 土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に8年を超える実務の経験を有する者。 2. 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に8年を超える実務の経験を有する者。 3. とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に8年を超える実務の経験を有する者。

◆ 指定学科

「指定学科」とは、規則第1条で規定されている学科で、建設業の種類ごとにそれぞれ密接に関連する学科として指定されているものです。

許可を受けようとする建設業	指定学科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

- 国家資格者については、「営業所専任技術者・現場技術者（監理技術者・主任技術者）となり得る国家資格等」（次ページ）を参照して下さい。
- 「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について工事現場主任者又は工事現場監督のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。
- 指定建設業とは、土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園工事業の7業種をいいます。
- 「国土交通大臣特別認定者」とは、指定建設業7業種に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評価に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者をいいます。この特別認定講習及び考査については、過去の法律等改正時に経過措置的に行われたものであり、現在、新規に当該認定講習等を受けることはできません。

【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験）

「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）

「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等）

「7a」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+合格後実務経験3年） 「7o」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+合格後実務経験5年）

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	銅	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
O1	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業+実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
O2	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
11	1級建設機械施工管理技士	7			7								7																	
1F	1級建設機械施工管理技士補																													
12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	7			7								7																	
1G	2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																													
13	1級土木施工管理技士	7			7*	7	7	7*			7*	7	7	7			7	7*			7*			7*	7		7	7*	7	
1H	1級土木施工管理技士補				7*	7*	7*	7*			7*	7*	7*	7*			7*	7*			7*			7*	7*		7*	7*	7*	
14	2級土木施工管理技士	7			7	7	7	7			7	7	7	7			7	7			7			7	7		7	7	7	
1J	2級土木施工管理技士補				7	7	7	7			7	7	7	7			7	7			7			7	7		7	7	7	
15	2級土木施工管理技士				7	7	7	7			7	7	7	7			7	7			7			7	7		7	7	7	
1K	2級土木施工管理技士補				7	7	7	7			7	7	7	7			7	7			7			7	7		7	7	7	
16	2級土木施工管理技士				7	7	7	7			7	7	7	7			7	7			7			7	7		7	7	7	
1L	2級土木施工管理技士補				7	7	7	7			7	7	7	7			7	7			7			7	7		7	7	7	
20	1級建築施工管理技士		7	7	7	7	7	7			7	7	7			7	7	7	7	7	7*	7			7	7*	7*	7*	7	
2C	1級建築施工管理技士補				7*	7*	7*	7*	7*			7*	7*			7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*			7*	7*	7*	7*	7*	7*
21	2級建築施工管理技士		7	7	7	7	7	7			7	7				7	7	7	7	7	7			7	7		7	7	7	
22	2級建築施工管理技士		7	7	7	7	7	7			7	7				7	7	7	7	7	7			7	7		7	7	7	
23	2級建築施工管理技士補				7	7	7	7			7	7				7	7	7	7	7	7			7	7		7	7	7	
27	1級電気工事施工管理技士								7												7*								7*	
2E	1級電気工事施工管理技士補																				7*								7*	
28	2級電気工事施工管理技士								7												7								7	
2F	2級電気工事施工管理技士補																				7								7	
29	1級管工事施工管理技士								7			7*	7*	7*							7*	7*			7*	7*	7*	7*	7*	
2G	1級管工事施工管理技士補											7*	7*	7*							7*	7*			7*	7*	7*	7*	7*	
30	2級管工事施工管理技士								7			7	7	7							7	7			7	7	7	7	7	
3A	2級管工事施工管理技士補											7	7	7							7	7			7	7	7	7	7	
31	1級電気通信工事施工管理技士																						7							
3B	1級電気通信工事施工管理技士補																						7							
32	2級電気通信工事施工管理技士																						7							
3C	2級電気通信工事施工管理技士補																						7							
33	1級造園施工管理技士				7*	7*	7*	7*			7*	7*	7*				7*	7*			7*			7*	7*		7*	7*	7*	
3D	1級造園施工管理技士補				7*	7*	7*	7*			7*	7*	7*				7*	7*			7*			7*	7*		7*	7*	7*	
34	2級造園施工管理技士				7	7	7	7			7	7	7				7	7			7			7	7		7	7	7	
3E	2級造園施工管理技士補				7	7	7	7			7	7	7				7	7			7			7	7		7	7	7	

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「8_※」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+合格後実務経験3年+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「8_○」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+合格後実務経験5年+2年以上の指導監督の実務経験）
- 「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	清
01	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2
02	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5	5
03	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3							3	3													3						
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6		6	6	6	6	6	6	6
11	1級建設機械施工管理技士	9				9								9																
1F	1級建設機械施工管理技士補																													
12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）					8																								
1G	2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																													
13	1級土木施工管理技士	9			8 _※	9	9	8 _※			8 _※	9	8 _※	9	9			9	8 _※		8 _※			8 _※		9		8 _※	9	
1H	1級土木施工管理技士補				8 _※	8 _※	8 _※	8 _※			8 _※			8 _※	8 _※		8 _※			8 _※		8 _※		8 _※	8 _※					
14	2級土木施工管理技士				8 _○	8 _○	8 _○	8 _○			8 _○			8 _○	8 _○		8 _○			8 _○		8 _○		8 _○	8 _○					
1J	2級土木施工管理技士補				8 _○	8 _○	8 _○	8 _○			8 _○			8 _○	8 _○		8 _○			8 _○		8 _○		8 _○	8 _○					
15	2級土木施工管理技士				8 _○	8 _○	8 _○	8 _○			8 _○			8 _○	8 _○		8 _○			8 _○		8 _○		8 _○	8 _○					
1K	2級土木施工管理技士補				8 _○	8 _○	8 _○	8 _○			8 _○			8 _○	8 _○		8 _○			8 _○		8 _○		8 _○	8 _○					
16	2級土木施工管理技士				8 _○	8 _○	8 _○	8 _○			8 _○			8 _○	8 _○		8 _○			8 _○		8 _○		8 _○	8 _○					
1L	2級土木施工管理技士補				8 _○	8 _○	8 _○	8 _○			8 _○			8 _○	8 _○		8 _○			8 _○		8 _○		8 _○	8 _○					
20	1級建築施工管理技士	9	9	9	9	9	9			9	9	9				9	9	9	9	9	8 _※	9			9	8 _※	8 _※	8 _※	9	
2C	1級建築施工管理技士補				8 _※	8 _※	8 _※	8 _※			8 _※	8 _※				8 _※			8 _※		8 _※		8 _※	8 _※						
21	2級建築施工管理技士				8 _○	8 _○	8 _○	8 _○			8 _○	8 _○				8 _○			8 _○		8 _○		8 _○	8 _○						
22	2級建築施工管理技士				8 _○	8 _○	8 _○	8 _○			8 _○	8 _○				8 _○			8 _○		8 _○		8 _○	8 _○						
23	2級建築施工管理技士補				8 _○	8 _○	8 _○	8 _○			8 _○	8 _○				8 _○			8 _○		8 _○		8 _○	8 _○						
27	1級電気工事施工管理技士									9											8 _※								8 _※	
2E	1級電気工事施工管理技士補																				8 _※								8 _※	
28	2級電気工事施工管理技士																				8 _○								8 _○	
2F	2級電気工事施工管理技士補																				8 _○								8 _○	
29	1級管工事施工管理技士									9			8 _※	8 _※	8 _※					8 _※	8 _※			8 _※						
2G	1級管工事施工管理技士補												8 _※	8 _※	8 _※					8 _※	8 _※			8 _※						
30	2級管工事施工管理技士												8 _○	8 _○	8 _○					8 _○	8 _○			8 _○						
3A	2級管工事施工管理技士補												8 _○	8 _○	8 _○					8 _○	8 _○			8 _○						
31	1級電気通信工事施工管理技士																						9							
3B	1級電気通信工事施工管理技士補																													
32	2級電気通信工事施工管理技士																						8							
3C	2級電気通信工事施工管理技士補																													
33	1級造園施工管理技士				8 _※	8 _※	8 _※	8 _※			8 _※			8 _※	8 _※		8 _※			9	8 _※		8 _※	8 _※	8 _※					
3D	1級造園施工管理技士補				8 _※	8 _※	8 _※	8 _※			8 _※			8 _※	8 _※		8 _※			8 _※		8 _※		8 _※	8 _※					
34	2級造園施工管理技士				8 _○	8 _○	8 _○	8 _○			8 _○			8 _○	8 _○		8 _○			8 _○		8 _○		8 _○	8 _○					
3E	2級造園施工管理技士補				8 _○	8 _○	8 _○	8 _○			8 _○			8 _○	8 _○		8 _○			8 _○		8 _○		8 _○	8 _○					

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

資格区分	コード	建設業の種類																															
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
建築士法	37	1級建築士	9	9			9			9	9									9													
	38	2級建築士		8			8			8										8													
	39	木造建築士		8																													
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）	9			9			9			9	9											9							9		
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	9			9			9			9	9	9										9							9		
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	9			9																											
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）							9														9										
	45	機械・総合技術監理（機械）																				9											
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）								9												9											
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）								9																				9			
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）								9																9			9				
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	9			9										9																	
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																						9									
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	9			9																		9									
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）								9																							
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）								9																					9		
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）								9																				9	9		
電気工事士法	55	第1種電気工事士																															
	56	第2種電気工事士 【3年】																															
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種） 【5年】																															
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者 【5年】																						8									
	35	工事担任者 【3年】																						8									
水道法	65	給水装置工事主任技術者 【1年】																															
消防法	68	甲種 消防設備士																														8	
	69	乙種 消防設備士																														8	

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
61	地すべり防止工事					8																			8						
40	基礎くい工事					8																									
62	建築設備士																														
63	計装																														
60	解体工事																														8
36	登録電気工事基幹技能者																														8
	登録橋梁基幹技能者					8																									
	登録造園基幹技能者																														
	登録コンクリート圧送基幹技能者					8																									
	登録防水基幹技能者																			8											
	登録トンネル基幹技能者					8																									
	登録建設塗装基幹技能者																		8												
	登録左官基幹技能者					8																									
	登録機械土工基幹技能者					8																									
	登録海上起重基幹技能者														8																
	登録PC基幹技能者					8							8																		
	登録鉄筋基幹技能者												8																		
	登録圧接基幹技能者												8																		
	登録型枠基幹技能者					8																									
	登録配管基幹技能者																														
	登録嵩・土工基幹技能者					8																									
	登録切断穿孔基幹技能者					8																									
	登録内装仕上工事基幹技能者																				8										
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																												8		
	登録エクステリア基幹技能者					8	8				8																				
	登録建築板金基幹技能者							8								8															
	登録外壁仕上基幹技能者					8													8	8											
	登録ダクト基幹技能者																														
	登録保温保冷基幹技能者																						8								
	登録グラウト基幹技能者					8																									
	登録冷凍空調基幹技能者																														
	登録運動施設基幹技能者						8																								
	登録基礎工基幹技能者					8																									
	登録タイル張り基幹技能者											8																			
	登録標識・路面標示基幹技能者					8													8												
登録消火設備基幹技能者																														8	
登録建築大工基幹技能者					8																										
登録硝子工事基幹技能者																		8													
登録土工基幹技能者					8																										
登録ALC基幹技能者												8																			
登録ウレタン断熱基幹技能者																						8									
登録発破・破砕基幹技能者					8																										
登録圧入工基幹技能者					8																										
登録送電線工事基幹技能者					8																										
登録さく井基幹技能者																												8			
その他	99	その他（上記に該当するものを除く）		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	

備考
 ・資格区分右側の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第9号（実務経験証明書）が必要となります。

(注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
 (注2) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作业」とするものに限られます。
 (注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
 (注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
 (注5) 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

● 建設業法 Q & A

Q 1 一般建設業と特定建設業の違いはありますか？

A 1 建設工事の施工に際しての下請契約金額の規模によって特定建設業と一般建設業の区分があります。(法第3条第1項)
発注者から直接建設工事を請け負った者が、4,500万円(建築一式の場合は7,000万円)以上の工事を下請けに出す場合には、特定建設業の許可を受けなければなりません。そのため特定か一般の判断は、下請に発注する額によって決まります。
この金額は、下請保護を要する金額合計で判断しますので、元請負人が提供する材料等の価格は含みません。また、下請契約に係る消費税や地方消費税を含んだものであり、2つ以上の工事を下請に出す場合には、これらの下請金額を合計した金額となります。

Q 2 一般建設業の許可を特定建設業に変更したいのですが、許可要件の違いはありますか？

A 2 建設業の許可要件は、p. 4のとおり①経營業務の管理責任者、②営業所の専任技術者、③誠実性、④財産的基礎要件、⑤欠格要件となりますが、このうち①、③、⑤は一般と特定の違いはありません。
一般許可との違いは、まず1点目として②営業所の専任技術者にあります。p. 46上段表のとおり、一般許可では2級の国家資格者や実務経験者も認められていますが、特定では1級国家資格者など、より上位の資格者の配置が要求されることとなります。
2点目は④財産的基礎です。特定建設業者は、8,000万円以上の工事を履行するに足る財産的基礎を有しなければなりません。(法第15条第3項、令第5条の4) この8,000万円以上の工事が履行可能であるかどうかは、具体的には申請直前決算において、次の3点全てを満たしているかどうかで判断します。
(1) 欠損の額が、資本金の額の20%を超えていないこと。
(2) 流動比率が75%以上であること。
(3) 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ自己資本の額が4,000万円以上であること。
また、これらのより加重された許可要件を具備する必要があること以外に、下請保護の義務(p. 33)や施工体制台帳の作成義務(p. 19~p. 23)、下請負人に対する指導等(p. 35)などの一般許可には課せられていない建設業法での義務が生じますので、特定許可を受けるにあたっては、これらの点についても十分に理解し、体制を整えておく必要があります。

Q 3 主任技術者と監理技術者との違いはありますか？

A 3 建設業法においては、建設工事を施工する場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を置かなければならないこととされています。また、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければなりません。(法第26条第1項及び第2項、令第2条)
監理技術者となるためには、一定の国家資格や実務経験を有していることが必要であり、特に指定建設(土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業)に係る建設工事の監理技術者は、一級施工管理技士等の国家資格者又は建設業法第15条第2号ハの規定に基づき国土交通大臣が認定した者に限られます。(法第26条第2項)

Q 4 主任技術者、監理技術者に求められる雇用関係とは？

A 4 工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要です。

直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、資格者証、健康保険被保険者証または市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等によって建設業者との雇用関係が確認できることが必要です。したがって、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえません。

恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができることが必要であり、特に国、地方公共団体及び公共法人等が発注する建設工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要です。

その他、組織変更に伴う所属建設業者の変更、雇用期間が限定されている継続雇用制度、持株会社化等による直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについては「監理技術者制度運用マニュアル」をご確認下さい。

Q 5 営業所の専任技術者の役割は？

A 5 建設業法の営業所とは、建設工事の常時請負契約を締結する事務所と定義されており、営業活動の基本となる場所です。その営業所における請負契約を適正に締結し、履行を確保するため、各営業所毎に有する許可に応じて配置が義務付けられている技術者が営業所の専任技術者です。

営業所の専任技術者は、その営業所での見積、入札、図面作成や発注者との協議などの場面において、資格者たる知識と経験に基づいて適切な措置を行うことが期待されており、これを欠くことは営業所の廃止、本店のみの場合は建設業許可自体の取消となる大変重要な職務を持つ者ということができます。

なお、専任のものとは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいい、したがって、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得るものでなければなりません。

Q 6 建設業法施行令第3条に規定する使用人とは何ですか？

A 6 「建設業法施行令第3条に規定する使用人」とは、建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、一定の権限を有すると判断される者すなわち支配人及び支店又は営業所（主たる営業所を除く。）の代表者である者が該当します。これらの者は、当該営業所において締結される請負契約について総合的に管理することや、原則として、当該営業所において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事していることが求められます。（建設業許可事務ガイドライン）

Q 7 営業所の専任技術者は主任技術者として工事現場に配置することはできないのですか？

A 7 営業所の専任技術者は、Q 5に記載のとおりその営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められていますが、p. 9のとおり特例として、下記の要件を全て満たす場合に限り当該工事の「専任を要しない監理技術者等」として配置できます。

- ① 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- ③ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④ 当該工事が配置技術者の専任を要しない工事であること。

Q 8 急ぎの注文があり、請負契約を口頭でしたいのですが？

A 8 建設業法では、例外なく全ての建設工事で書面※による契約締結を義務づけています。（法第19条第1項）これは、発注者、元請下請、金額などにかかわらず、全ての当事者双方に課せられた法的義務です。建設工事の請負契約の当事者に契約の締結に際して契約内容を書面に記載し相互に交付すべきことを求めているのは、請負契約の明確性及び正確性を担保し、紛争の発生を防止するためです。実際の紛争事件の多くは、書面による契約締結を行わなかったことを原因とする案件です。自身の権利を守るためにも必ず書面で契約締結するようにしましょう。

※適法な情報通信技術を用いる方法等であれば、書面による措置に代えることができます。

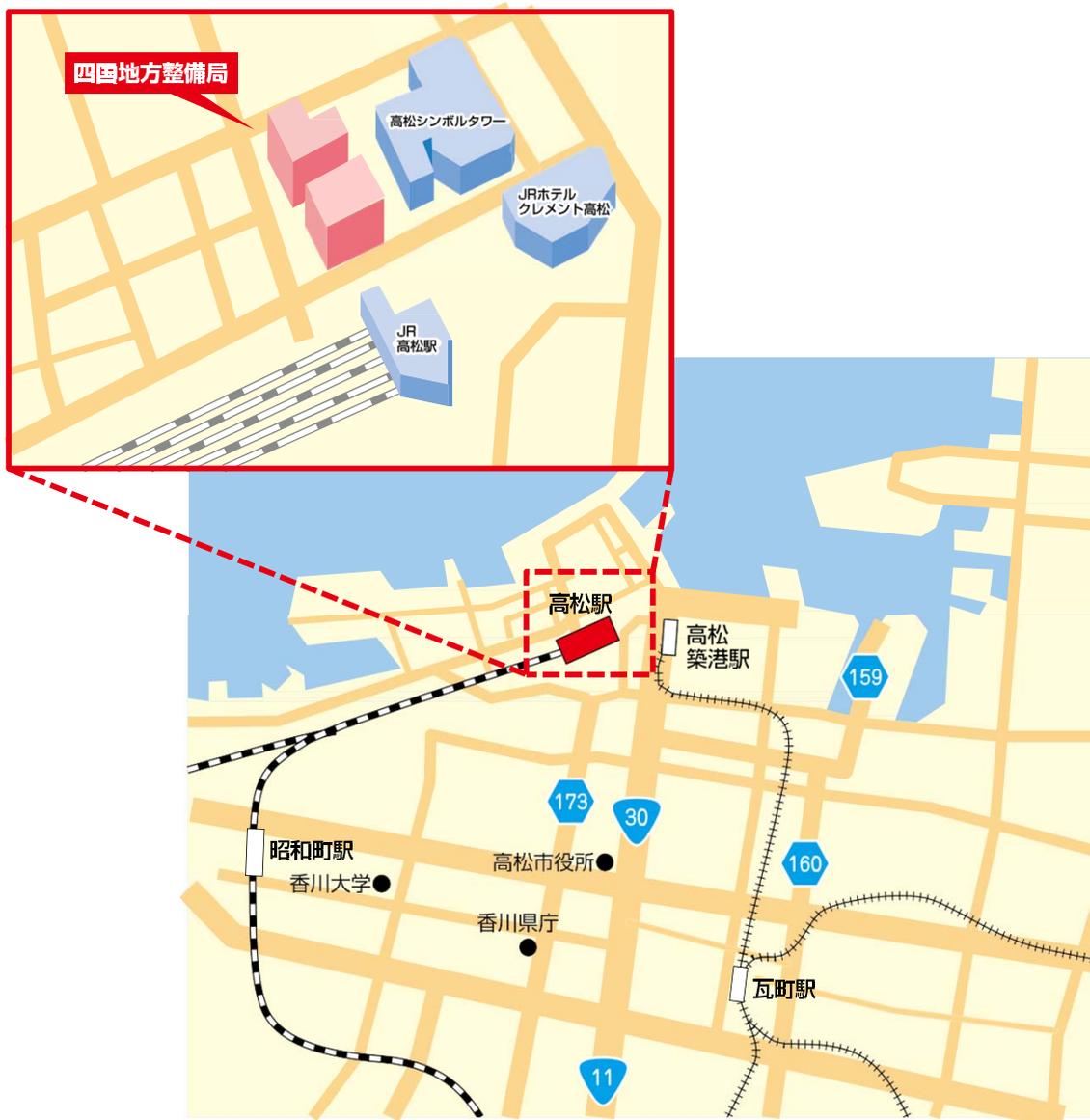
Q 9 契約書類は保管が必要ですか？

A 9 建設業者が適正な経営を行っていく上で、自ら締結した請負契約の内容を適切に整理・保存して、その進行管理を行っていくことが重要です。このため、営業所毎に、定められた事項を記載した帳簿を備え営業に関する図書とともに一定期間保存することが義務付けられています。（法第40条の3）

p. 34のとおり、帳簿には、契約書若しくはその写し又はその電磁的記録を添付しなければなりません。（規則第26条第2項、第7項）

そのため、工事請負契約書、注文書・請書の保管が必要です。なお、注文書と請書についてはいずれか一方を保管するのではなく、注文書と請書は対で保管する必要があります。

このQ & Aは、四国地方整備局において問い合わせの多い内容を中心に当局での取り扱いなどを示したものです。他の許可行政庁では取り扱いや判断が相違する場合があります。



国土交通省 四国地方整備局
建政部 計画・建設産業課

〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号
高松サンポート合同庁舎 北館11階
TEL : 087-851-8061 (代表)

ホームページアドレス

<http://www.skr.mlit.go.jp/>